

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条)

平成21年3月



目 次

はじめに	1
1. 経営強化計画の実施期間	1
2. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標	2
3. 経営の改善の目標を達成するための方策	
(1) 経営計画	3
(2) 収益の現状	4
(3) 今後の基本戦略	7
4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	
(1) 業務執行に対する監査又は監督体制の強化のための方策	21
(2) リスク管理体制の強化のための方策	21
信用リスク管理強化のための方策	22
市場リスク管理強化のための方策	23
不良債権の適切な管理のための方策	24
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	25
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	25
(5) 情報開示の充実のための方策	25
(6) 本部組織の改編	27
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の北海道経済の活性化に資する方策	
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の北海道経済の活性化に資するための方針	28
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画	32
中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	33
中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策	35
(3) 北海道経済の活性化に資する方策	
経営改善支援等取り組み先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合	39
具体的な経営改善支援等の取り組み内容	40
6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	
(1) 金額・条件・その根拠	49
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	50
7. 利益剰余金の処分の方針	51
8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	52

はじめに

— 昨年「サブプライムローン問題」に端を発した世界的な金融危機が実体経済にも波及し、国内景気も急速に冷え込んでおります。地元北海道では景気後退の影響が特に厳しく、昨年のいわゆるリーマンショック以降は企業業績が著しく悪化しており、当行の主要なお取引先である道内の中小企業にも、従来以上の資金供給体制が必要となっております。

当行では、こうした経済情勢のもと、道内の中小企業に対し金融仲介機能を十分に発揮していくために、自らの体力の強化をしておく必要があるとの考えから、自力での資本増強に加え、国からの資本参加をいただくことにより、財務基盤の強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、今後更に大きな金融市場の変動があっても、北海道のリーディングバンクとして金融仲介機能を発揮し続けるとともに、従来以上に北海道の中小企業の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

1. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、平成20年10月より平成23年3月までの経営強化計画を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

(1) 収益性を示す指標

コア業務純益の改善幅

(単位:億円)

	18/3期 実績	18/9期 実績	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	計画 始期	21/3期 見込み	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	始期より の改善幅
北洋銀行	450	219	481	206	426	220	351	354	185	370	186	375	24
札幌銀行	57	29	61	28	52	15							
合算ベース	507	248	543	234	479	235							

計画始期の水準については、平成20年度下期の金融市場の大きな変動により、収益環境が一段と厳しい状況にあることを勘案し、平成20年12月期決算までを織り込んで設定しております。

(2) 業務の効率性を示す指標

業務粗利益経費率

(単位:%)

	18/3期 実績	18/9期 実績	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	計画 始期	21/3期 見込み	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	始期より の改善幅
北洋銀行	54.01	46.10	41.99	52.73	49.82	76.14	74.39	-	52.57	52.03	52.19	51.49	22.90
札幌銀行	59.55	63.08	58.72	60.04	56.23	67.63							
合算ベース	54.96	48.39	45.76	55.50	50.87	74.39							

$$\text{業務粗利益経費率} = (\text{経費} - \text{機械化関連費用}) / \text{業務粗利益}$$

計画始期の水準については、平成20年12月期決算では業務粗利益がマイナスとなっており計測できないため、平成20年9月期の実績を採用しております。

機械化関連費用には、事務機器等の減価償却費、保守関連費用等を計上しております。

3. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 経営計画

A. 中期経営計画(平成20年度～平成22年度)について

(a) 当行では、平成20年度から平成22年度の3年間を対象期間とする中期経営計画を平成20年5月に策定し、その達成に向け取り組んでおります。

中期経営計画では、創業100周年(平成29年)に向けた長期ビジョンを「北海道の未来を創造するリーディングバンクを目指して」とし、基本コンセプトを「長期ビジョンの実現に向けた強固な経営基盤の礎を築く変革(イノベーション)の3年間」と位置付けております。

(b) 変革(イノベーション)の柱として、合併、IT投資、BPR(業務プロセスの抜本的な見直し)、人材育成の4本柱を掲げ、トップライン収益の増強、効率性・品質の向上を目指しております。

(c) ステークホルダー(お客さま・地域・株主・従業員等)に対しては以下4点をマニフェスト(公約)として掲げています。

お客さま志向を徹底した「親切・便利・安心・迅速」の追求
地域社会・地域経済・地域企業を全力で「リード・サポート」
経営態勢を「より効率的に・より高度に・より厳格に」
人材・組織のWアップ「能力UP、活力UP」

B. 平成20年度経営計画と実績

中期経営計画の達成に向け、初年度である平成20年度は、以下の5点を重点方針としてまいりました。

合併・システム統合の成功
強固な経営基盤・圧倒的な存在感の確立に向けた積極的業務推進
地域密着型金融の推進
統合的リスク管理態勢の一層の充実(高度化・厳格化)
人材育成

上記重点方針の達成のため、重点施策を以下のとおりいたしました。

(a) 営業推進施策

ソリューションビジネスの強化

…提案型渉外、ビジネスマッチング、東京情報サービス室・市場開発室・国際部・ほくようビジネス金融センターの活用等

顧客ニーズの把握、ライフステージに応じた商品・サービスの提供によるリテール基盤の拡大

…住宅ローン、預り資産、キャッシュ&クレジットICカード「clover」を中心とした推進

地方公共団体の資金調達多様化への対応

…公的資金借換債の積極的取り組み

(b) 経営管理施策

合併・システム統合を最優先に取り組む
両行本部組織の円滑かつ速やかな融合
フラットで簡素、マーケット別、高専門性の本部組織への改編
統合リスク管理態勢の一層の高度化・厳格化
BPRへの取り組み

(2) 収益の現状 (計数は別表1に記載)

A.平成20年9月期の状況 (北洋銀行及び札幌銀行の2行合算ベース)

貸出金は、個人ローンと地方公共団体向けの増加により、前年同期比2,051億円増加し4兆8,261億円となりました。

預金及び譲渡性預金は、個人預金が順調に推移していることから、前年同期比266億円増加し6兆4,942億円となりました。

経常収益は、貸出金利息は増加したものの、金融・証券市場の混乱の影響等により有価証券利息配当金や国債等債券売却益、金銭の信託運用益等が減少したため、前年同期比103億円減少し914億円となりました。

経常利益は、企業倒産の増加や企業業績の悪化に伴い貸倒償却引当費用が増加したことや、相場急落の影響により保有有価証券の減損処理を実施したこと等から、前年同期比393億円減少し125億円の損失となりました。また、中間純利益は、前年同期比234億円減少し74億円の損失となりました。

B.平成21年3月期の見込み

平成20年度決算につきましては、米国金融危機を発端とした昨年秋以降の世界的な金融証券市場の混乱、それに伴う急激な相場下落の影響等で、有価証券利息配当金が減少、加えて従来の減損基準より積極的な減損処理の実施を検討しており、有価証券等関係損失2,531億円を計上する見込みであります。

信用コストについては、景気低迷による企業業績の悪化が急速に進んでいることから、前年同期比301億円増加し379億円となる見込みであります。

この結果、経常損失は2,554億円となり、当期純損失は2,043億円を計上する見込みであります。

ただし、貸出金平残は年率+3.9%程度の増加が見込まれ、収益力のコアとなる預貸金収支は前年同期比17億円増加し、いわゆる本業部分の収益は堅調に推移する見込みであります。

C.現状と課題、中期経営計画の見直し

平成20年9月末の札幌北洋ホールディングスの連結自己資本比率は9.20%、北洋銀行単体では8.62%と、健全性の面では問題ないものと認識しております。

しかしながら、世界的な有価証券相場の混乱にいまだ出口が見えないなか、当行も更なる有価証券価格の下落リスクに備える必要があると認識いたしております。

今後、金融市場に急激な変動が生じた場合でも、これまでと同様、安定的に北海道内での中小企業向け信用供与を維持・拡大していくためには、予防的に自己資本の積み増しが必要と判断いたしました。今般、国に参加いただく資本により、更なる有価証券相場下落にも左右されない安定した財務基盤を築き、中小企業への安定的かつ円滑な資金供給に注力し、地域経済の発展に貢献してまいります。

なお、中期経営計画の立案時と比較し、大きな環境変化があったことを踏まえ、残り2年となった中期経営計画については、本経営強化計画の終期までと期間が同じであることから、今般当行では、2つの計画を一体として取扱い、十分な自己資本のもと、後述する具体的な施策展開により、中小企業への安定的かつ円滑な信用供与及びその他の北海道経済の活性化に資する活動を行ってまいります。

【別表1】

(単位:億円)

	20年3月期 実績 (2行合算)	20年9月期 実績 (2行合算)	21年3月期 見込み	22年3月期 計画	23年3月期 計画
業務純益	461	22	1,792	370	375
業務収益	1,694	801	1,455	1,391	1,405
資金運用収益	1,339	633	1,174	1,127	1,135
うち貸出金収入	957	489	977	938	945
役務取引等収益	262	125	241	254	260
その他業務収益	91	43	38	10	10
うち国債等債券関係	89	21	21	0	0
業務費用	1,234	779	3,248	1,021	1,030
資金調達費用	177	98	183	141	136
うち預金・譲渡性預金利息	151	86	154	109	104
役務取引等費用	88	48	86	93	94
その他業務費用	251	231	2,208	10	10
うち国債等債券関係	134	220	2,188	0	0
一般貸倒引当金繰入額	27	14	20	0	0
経費	744	387	790	777	790
うち人件費	318	165	327	320	315
うち物件費	377	192	415	410	430
業務粗利益	1,179	424	1,023	1,147	1,165
国債等債券関係損益	44	198	2,167	0	0
コア業務純益	479	235	354	370	375
臨時損益	27	147	760	235	190
うち不良債権処理損失額	105	201	399	240	200
うち株式等関係損益	3	47	363	0	0
経常利益	487	125	2,554	134	184
税引前当期(中間)純利益	476	125	2,566	124	179
法人税、住民税及び事業税	202	98	3	2	2
法人税等調整額	8	149	525	43	62
税引後当期(中間)純利益	282	74	2,043	78	115

(注)平成20年3月期実績及び平成20年9月期実績は、北洋銀行と札幌銀行の2行合算の計数を記載しております。

(3) 今後の基本戦略

当行が喫緊に解決しなければならない課題は、財務・収益体質の改善と認識しており、その解決策として、金融仲介機能の強化等によるトップライン収益の向上、経費削減の徹底、信用コストの削減、適切な有価証券ポートフォリオへの転換の4課題に取り組んでまいります。

足下の厳しい北海道の経済情勢を踏まえると、この課題の解決には、金融仲介機能を発揮した中小企業への安定的かつ円滑な資金提供を行うとともに、地域密着型金融の取り組みを一層強化し、中小企業の皆さまのニーズを的確に収益につなげるビジネスチャンスとしていくことが重要と認識いたしております。

このため、中小企業貸出推進・経営改善支援等責任者として特命の担当役員を遅くとも平成21年6月の役員改選期を目途に選任し、各施策の実行と確実な成果の実現にあたってまいります。

また、合併により創出された経営資源（人材・人員）を最大限活用し、合併により拡充した幅広い金融商品とノウハウ（北洋銀行のソリューション機能と札幌銀行の充実した個人ローン商品）を、拡大したチャネル（店舗・ATM網）で、全道のお客さまへご提供してまいります。

あわせて、重複したもののスリム化を図るなど、徹底した経費削減にも取り組んでまいります。

<課題と取り組み方針>

金融仲介機能の強化等によるトップライン収益の向上

本部のスリム化と合併による営業戦力の強化により、個人と中小規模事業者への円滑かつ迅速な資金供給に取り組めます。

経費削減の徹底

通常経費の更なる削減に加え、合併効果の早期実現とBPRの推進、また現在進行中にある大型プロジェクトの見直し等に取り組めます。

信用コストの削減

本支店が一体となり、お客さまとのリレーションを一層密にし、問題点の早期発見と課題克服を支援することにより信用コストの拡大防止を図ります。

適切な有価証券ポートフォリオへの転換

「ローリスク・ローリターン」の投資方針に基づき、価格変動リスクの高い有価証券を削減し、国債等の低リスク資産に順次転換してまいります。

A.金融仲介機能の強化等によるトップライン収益の向上

(a) 北海道内貸出マーケットの状況

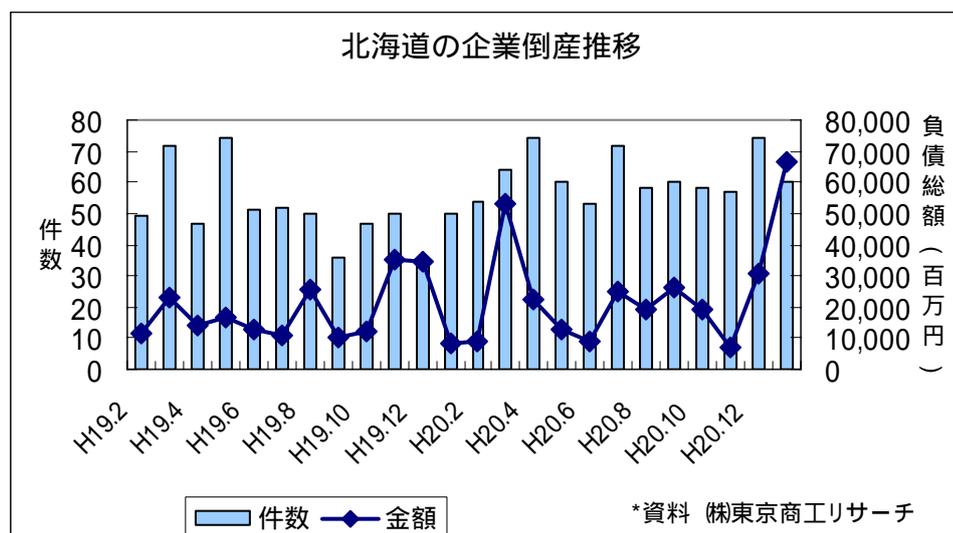
北海道の景気低迷はしばらくの間継続し、企業の設備投資や増加運転資金等の資金需要の落ち込みが予想されることから、中小企業向け貸出のボリュームは、当面大きな伸びは期待できないと考えております。

また、各金融機関では事業性貸出が伸び悩む中、個人貸出、とりわけ住宅ローンへの取り組みを強化しているため競争が激化しており、住宅ローンを取巻く環境も一段と厳しい状況となっております。

北海道内の企業数・事業所数の推移

	企業数	増減	事業所数	増減
平成13年	75,842	-	270,504	-
平成18年	70,464	5,378	251,883	18,621

*「平成18年事業所・企業統計調査」(総務省統計局)



(b) 法人取引

ア.基本方針

上記のような環境のなかで、当行は北海道のリーディングバンクとして地元中小企業のお客さまとのリレーションをこれまで以上に強化し、かつ、今般の国の資本参加による自己資本の増強により、金融仲介機能を発揮した安定的かつ円滑な資金提供にこれまで以上に努めてまいります。

また、お客さまのニーズを的確に把握し、そのニーズにお応えしていくことで収益機会をつかんでまいります。

平成20年10月の合併により拡大した営業基盤及び店舗等のチャネル・人材を最大限に活用し、地元企業のお客さまに対してよりよい商品、きめ細かいサービス、有効な情報の提供に努めてまいります。

イ.具体的施策

[提案型渉外の実践]

地元中小企業へ安定的かつ円滑な資金提供を行い、北海道経済の活性化に貢献するために、まず当行は、お客さまの事業や経営の状況をよく知り、相互理解を深め、お客さまの課題やニーズを積極的に把握して、適切な対応策の提案や、さまざまな金融機能の提供を行う「提案型渉外」が重要であると認識いたしております。

本部・営業店一体となった「提案型渉外」の取り組みを通じ、必要な資金供給を迅速かつ円滑に行うとともに、お客さまの事業に役立つ情報を提供することで、信頼関係を確固たるものとし、地域経済の活性化に貢献してまいります。

そのため、リレーションシップを重視した営業戦略部門の強化策として、店舗統合（平成 21 年 1 月から実施）、本部のスリム化（平成 21 年 1 月から実施）及び BPR の推進（平成 18 年 6 月より実施中）等により営業人員余力を創出し、営業店融資・渉外担当や本部営業推進部門等の人員を増強します。

新たに投入する営業人員により、既にお取引のあるお客さまの資金需要に対してもこれまで以上に積極的にお応えするとともに、これまでお取引のなかった北海道内中小企業との取引開拓を進め、金融仲介機能を発揮した中小企業への安定的かつ円滑な資金提供に努めてまいります。

また、地域産業へ円滑な資金供給を行っていく観点から、北海道内の大企業・中堅企業のお客さまの資金需要につきましても積極的に対応してまいります。

中小企業融資増強に向けた態勢整備

施策	人数	内容	実施時期
営業店融資・渉外の増員	40名程度	札幌市内法人推進店・地方ブロック店に配置	平成21年4月～
エリア別業務推進役の配置	5名程度	顧客別収益改善支援等の実施	平成21年4月～
営業店部長職の新設	15名程度	大・中規模支店に法人担当部長を配置	平成21年4月～

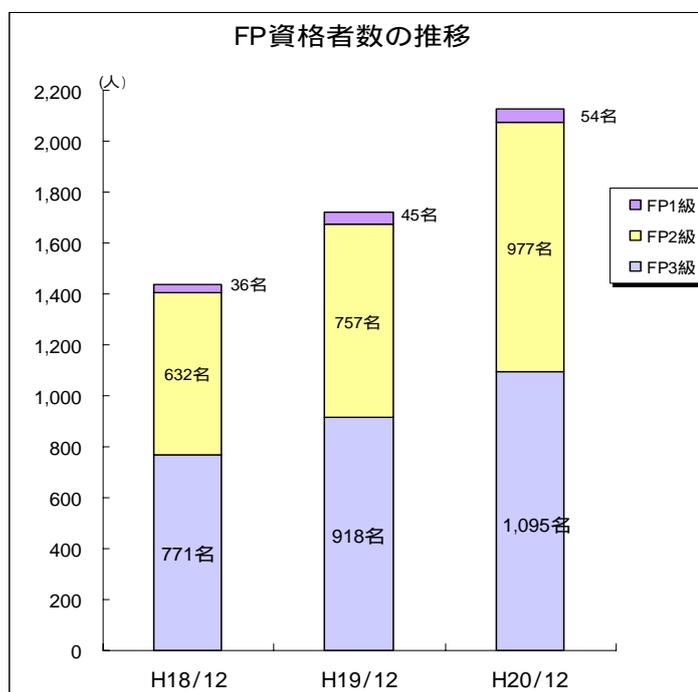
[人材の育成]

きめ細やかな「提案型渉外」を実践し、お客さまとのリレーションを高めていくためには、職員の能力向上が不可欠であると認識しております。

当行には平成 21 年 3 月現在 23 名の中小企業診断士や、約 2,100 名の FP 資格保有者が在籍し、お客さまのニーズ把握や運用・調達のご提案を行っております。FP 資格は、行内研修等でも取得を奨励しており、今後も資格保有者を増加させていく方針です。

また、行内における研修のほか、日本政策投資銀行や中小企業診断士

養成に向けた中小企業大学校等、外部専門機関への人材派遣を継続し、より専門性の高い人材の育成により、お客さまへのご提案の高度化に努めてまいります。



[本部機能の活用]

金融仲介機能だけでなく、情報の仲介機能として、当行では本部において、企業のお客さま向けに営業店と連携を図りさまざまなサービス・情報・ノウハウの提供を行ってまいります。

例えば「市場開発室」では、シンジケート・ローンやプロジェクトファイナンス・ノンリコースローン等の融資形態の提案、ABL(Asset Backed Loan)等の資産流動化スキームの提供、金利スワップ等金利デリバティブの提案、一括ファクタリング導入の提案、私募債・公募債等の起債提案等、より強化した態勢により最先端の金融機能・サービス及びソリューション機能をご用意し、従来型融資とは異なる金融の仕組みづくりを通じ、お客さまの必要な資金を円滑に提供してまいります。

また、法人向けコンサルティングを専門に担当する「ほくようビジネス金融センター」や、業種別に個別企業へ情報等を提供する「業務推進役」が、経営強化・経営改善策の提案、経営計画の策定支援等を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要なお客さまには、外部専門家の紹介も併せて行ってまいります。

「国際部」には、海外ビジネスの情報提供拠点として、「中国デスク」「マーケットデスク」を設置しております。「中国デスク」では、大連・上海の海外駐在員事務所及びサハリンの「北海道ビジネスセンター」との連携のもとに、中国・アジア諸国・極東ロシアを中心としたエリアでの、お客さまの海外ビジネスに関する支援を行ってまいります。

また「マーケットデスク」では、お客さまへ各種為替相場情報の提供を行うとともに、為替変動リスクヘッジニーズにお応えする通貨デリバティブのご提案、ご説明等を行ってまいります。

(c)個人取引

ア.基本方針

当行では個人リテール取引において、お客さまの声に積極的に耳を傾け、ニーズを吸収・把握し、ライフステージに応じて、ご活用いただける最適な商品・サービスの提供に努めてまいります。商品・サービスのご提供にあたっては、銀行の機能や強みを切り口として、住宅ローン、無担保ローン、預り資産、キャッシュ&クレジット ICカード「clover」、をトップライン収益の増強を図るうえでの4大項目と位置付け、推進してまいります。

特に、個人取引の中でも北洋銀行・旧札幌銀行それぞれが得意としている分野を補完しあい、両行の合併効果を早期に実現するべく、例えば個人ローンのうち、住宅ローンは北洋銀行の推進手法を、無担保ローンは旧札幌銀行の推進手法をお互いに吸収・強化し、相乗効果を図ってまいります。

また、お客さまの生涯取引推進の柱の一つとして、キャッシュ&クレジット ICカード「clover」のサービス・機能を拡充し、お客さまにご満足いただけるカードとして推進していく等、生活設計をサポートすることで、生涯に亘りお取引していただくことを目指してまいります。

イ.住宅ローン

北海道内経済の低迷が長期化する中で、家計等の住宅取得意欲が低下し、住宅着工戸数が減少しております。また、各金融機関では事業性貸出が伸び悩む中、住宅ローンへの取り組みを強化し競争が激化しており、住宅ローンを取巻く環境は厳しい状況となっております。

このような状況の中、当行はローンプラザの拡充、商品性の向上等により、お客さまの利便性の向上、ニーズに合わせたきめ細やかな対応を図り、ローンサービスのご提供に努めてまいります。

道内新築住宅マーケット

(単位:戸)

	平成18年	平成19年	平成20年	19年比
着工戸数	19,851	18,364	17,541	4.5%
うち持ち家	13,470	11,921	11,641	2.3%
うち分譲	6,381	6,443	5,900	8.4%

[お客さまのご相談窓口の充実]

北洋銀行と札幌銀行が合併し、道内金融機関最大の233ヶ店(平成21年2月28日現在)の店舗網にて、戸建・マンション等の住宅購入や、借り換え・建替え・リフォーム、賃貸住宅資金等の幅広いニーズに積極的にお応

えしております。

また、お客さまの一層の利便性の向上を図るために、ローンの専門チャネルであるローンプラザを強化しており、平成20年度には4ヶ所新設し、札幌市内12ヶ所、札幌市外14ヶ所の合計26ヶ所（うち休日営業は札幌市内3ヶ所で実施）にて、経験豊富な専門スタッフが、お客さまのライフプランに沿った資金計画のご提案や、返済計画についてきめ細かいアドバイスのご提供に努めております。今後もお客さまの一層の利便性向上に向け、ローンプラザの新設、休日営業プラザの増設を予定いたしております。

加えて、平成19年5月に資産運用相談窓口として開設した「札幌駅前コンサルティングプラザ」では、遊休不動産の有効活用を目的とした賃貸住宅の経営アドバイスや資金計画を中心としたご相談に応じております。

今後もマーケット状況等を考慮し、道内の新築市場の50%超を占める札幌市内を中心に、ローンプラザ拠点の増設、増員を検討してまいります。

なお、北海道内の経済低迷に伴い、住宅ローンのご返済が困難となったお客さまが増加していることから、平成20年5月に「住宅ローンご返済相談窓口」を本部内に設置し、フリーダイヤルからお気軽に返済方法の見直しをご相談いただけるように対応いたしました。今後、休日対応も実施する等、相談態勢の強化に努めてまいります。

新設したローンプラザ(平成20年度)

年月	設置場所	備考
平成21年1月	石狩ローンプラザ	石狩市
平成21年2月	北広島ローンプラザ	北広島市
平成21年2月	光星ローンプラザ	札幌市東区
平成21年3月	月寒ローンプラザ	札幌市豊平区

休日営業を実施しているローンプラザ

設置場所	営業日	備考
本店ローンプラザ	平日、土・日・祝日	
麻生ローンプラザ	平日、土・日・祝日	
厚別ローンプラザ	平日、土	平成21年2月より

平成21年度以降の住宅ローン推進施策

施策	内容	実施時期
ローンプラザの増設(現在26ヶ所)	札幌市内・近郊6ヶ所増加予定	平成21年4月～
休日営業ローンプラザの増設(現在3ヶ所)	札幌市内2ヶ所増加予定	平成21年8月～
ローンプラザスタッフの増員	20名程度	平成21年4月～

[商品の拡充]

住宅ローンでは、多様化するお客さまのニーズにお応えするため、金利面では変動金利型から全期間固定金利型までさまざまなプランをご用意し、お客さまの金利選択の幅を拡大しております。

また、当行で一定のお取引をいただくお客さまに、有利なお借入金利にてご利用いただけるよう優遇金利をご案内しているほか、環境配慮に対する住宅ローンや、女性専用住宅ローン「ソレイユ」等、商品の追加、機能の拡充等を積極的に図っております。

今後ともお客さまの声にお応えした商品・サービスの提供により、お客さま満足の向上に努めてまいります。

[アパートローンの強化]

アパートローンについては、道内各地の営業店及び平成19年5月に開設した「札幌駅前コンサルティングプラザ」内に専門スタッフを配置し、経営・資金計画のアドバイスを行っております。

賃貸マンション市場は、同市場を牽引してきた不動産ファンドが撤退し縮小傾向にありますが、当行ではファミリー層の需要が大きい低層アパートを主対象に、お客さまのニーズにお応えできるようにローン商品性を改定し、一層積極的に取り組んでまいります。

ウ.無担保ローン

無担保ローンは、資金計画の相談窓口の設置、データベース・マーケティングの活用、及び適切な情報提供等により、多様なお客さまのニーズに的確にお応えし、利便性の高いサービスをタイムリーに提供してご利用いただけるよう努めてまいります。

[無担保ローン相談コーナーの開設]

お客さまのライフスタイルが多様化するなか、より高い利便性を提供するために、平日夜18時まで、また休日も営業する「無担保ローン相談コーナー」を平成21年2月に本店ビル地下に新設いたしました。

専門スタッフによるご相談窓口をご用意し、窓口の通常営業時間にご来店が難しいお客さまにも、お気軽にご利用いただけるように努めてまいります。

[ローン相談会の開催]

従前より土・日に開催しておりました「住宅ローン相談会」に加え、平成20年11月より「無担保ローンに関するご相談」を開催しております。

平日のご来店が難しいお客さまにもお気軽にご利用いただけるように、お客さまのご要望に応じて今後も開催する予定です。

[データベース・マーケティング]

当行で住宅ローンをご利用いただいているお客さまの多様化するニーズにお応えするため、無担保ローンの情報に関する DM を発送し、営業店及びローンクイックセンターより、お客さまのニーズに合った商品を最適なタイミングでご提供できるよう電話によるご案内を実施しております。

今後も取引データ分析に基づくマーケティングの強化により、非対面チャネルの拡充を図り、お客さまニーズの把握と接点強化に努めてまいります。

[非目的型ローン・非対面型商品の推進]

カードローン「アルカ」は、資金用途自由で（事業目的は除く）、電話、郵送、FAX、インターネットでお申込みいただき、郵送で契約いただく完全非対面型の商品で、当行とお取引の無いお客さまにも幅広くご利用いただけることから、お客さまのニーズに合わせて推進しております。

エ.預り資産(公共債・投資信託・保険)

「貯蓄から投資へ」「資産分散・利回り追求」等、お客さまの資産運用ニーズに応えるべく、預り資産商品（公共債・投資信託・保険）のラインナップ充実と、資産運用セミナーや運用報告会によりお客さまへの情報提供に取り組んでまいります。

投資信託は、商品のラインナップの見直しを機動的に行い、充実した銘柄のなかからお客さまにご選択いただけるよう努めてまいります。

また、投資信託をご購入いただいたお客さまへのアフターフォローの一環として、運用報告会にも注力し、札幌をはじめ道内各地において定期的に開催してまいります。

保険は、個人年金保険のほか、平成 17 年 12 月から一時払終身保険、同 20 年 3 月から一時払終身医療保険・一時払終身介護保険、同年 7 月から月払医療保険・がん保険・収入保障保険の取扱いを開始し、運用ニーズのみならず相続・保障ニーズにもお応えすべく取扱商品を充実させております。

お客さまのライフプランや資産構成ニーズに応じ、より専門的なコンサルティングサービスを提供する場として、平成 19 年 5 月に札幌駅前コンサルティングプラザを開設し、平日夜 20 時までや土日祝日も、専門スタッフがお客さまの資産運用相談に応じてまいります。

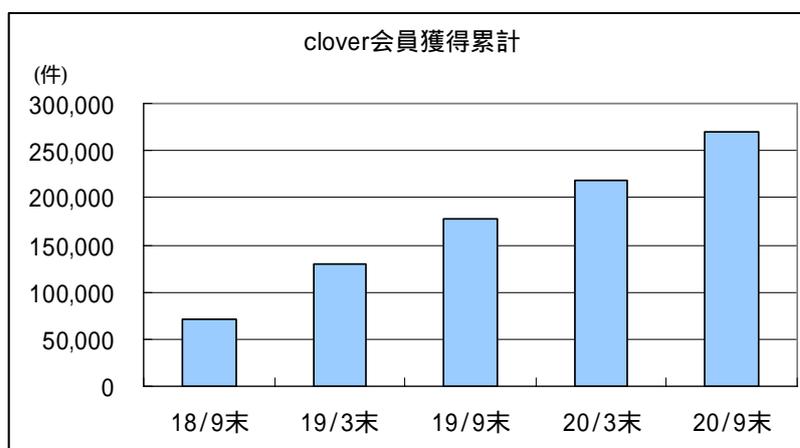
また、同プラザ内に設けたセミナールームでは、タイムリーなテーマでお客さま向け資産運用セミナーを開催してまいります。

オ.キャッシュ&クレジット IC カード「clover」

「clover」は、1 枚の IC カードに、キャッシュカード機能、クレジットカード機能等の各種機能を搭載、お客さまに便利さと安全性を提供するカードとして、平成 18 年 3 月に取扱いを開始しました。

今後も、お客さまの声を大切に受け止め、ニーズに対応した機能強化を

進め、幅広い層のお客さまにご満足いただけるカードとして、ご提供してまいります。



(d)地方公共団体取引

ア.基本方針

地方公共団体に対する円滑な資金供給を通じて、地方財政の安定化に資するとともに、地域経済の活性化に貢献いたします。

イ.具体的方策

公的資金借換債の取込みを積極的に推進することにより、地方公共団体向け貸出残高の積み上げを図ります(公的資金借換は平成22年3月まで)。

昨今の景気動向等から、税収落込みの補填や財政出動等のため、地方公共団体の資金需要は旺盛に推移することが予想されることから、地域金融機関として、引き続き安定的な資金供給を図ってまいります。

公的資金借換債の取込みに加え、病院事業特例債や臨時財政対策債等の貸出についても積極的に推進し、地元地方公共団体への円滑な資金提供に努め、地域経済の発展に貢献してまいります。

地方公共団体向け貸出・預金 現状と計画

(単位:億円)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		上期実績	下期見込み	上期計画	下期計画	上期計画	下期計画
貸出	平残	7,820	8,023	9,023	8,976	9,793	9,276
	年率	18.1%	21.7%	15.4%	12.3%	8.5%	3.4%
	未残	7,925	9,003	8,973	9,833	9,463	9,643
	年率	22.2%	16.2%	13.2%	9.2%	5.5%	1.9%
預金	平残	3,317	2,756	3,148	2,638	3,048	2,613
	年率	5.0%	6.7%	5.5%	3.0%	3.2%	1.0%
	未残	2,593	2,850	2,500	2,800	2,450	2,700
	年率	2.1%	11.1%	4.0%	1.8%	2.0%	3.6%

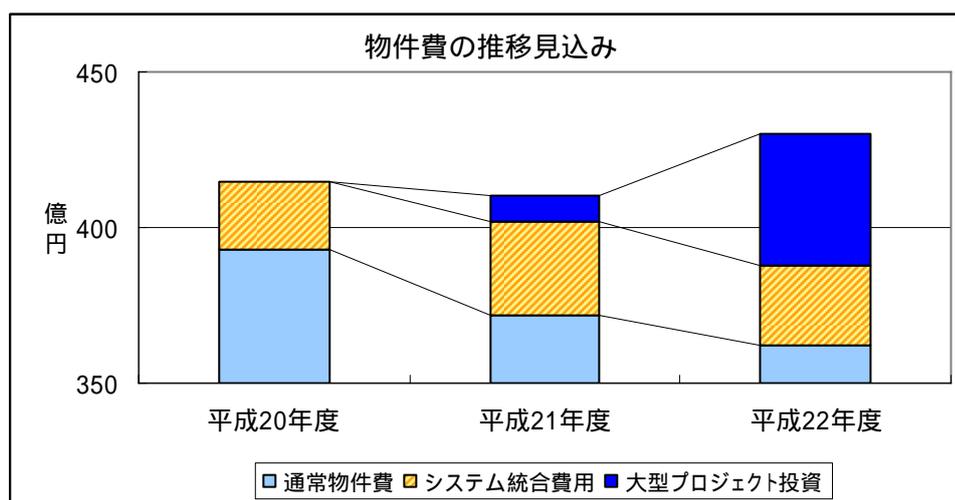
B.経費削減の徹底

経費削減は、合併効果の早期実現、大型プロジェクトの一部見直し、通常経費の見直しを進めることにより、札幌銀行とのシステム統合に伴う投資約150億円に係る償却分の吸収を図り、平成20年度と同水準に抑える計画としております。

経費計画

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度		平成22年度	
	見込み	計画	20年度比	計画	20年度比
経費	790	777	13	790	0
うち人件費	328	320	8	315	13
うち物件費	415	410	5	430	15
うち通常経費	393	372	21	362	31
うちシステム統合費用	22	30	8	26	4
うち大型プロジェクト投資	0	8	8	42	42



(a) 合併効果の早期実現

合併により重複する店舗網の再編成を行い、平成21年1月から1年半で約40ヶ店の統合を実施いたします。これにより、年間6億円の物件費削減を計画しております。

また、店舗や本部の統合により生まれる人員余力の再配置を行うとともに、計画的な新規採用の実施等により、2年間で320名の人員減となり、人件費が平成20年度対比13億円減少する見込みです。

そのほか、両行で設置が重複しているATMの見直しや、従来2行で費用負担が発生していたシステム経費の削減等を計画しております。

(b) 大型投資プロジェクトの見直し

平成23年を目指していた新コンピューターセンター及びデータベース整備等を目指している次期システムの稼働を1年半延期し、経営強化計画期

間中、従前の中期経営計画対比 46 億円の経費支出を削減する予定です。

また、BCP (Business Continuity Plan) の観点から現在建設中である「北洋大通センター」と新コンピューターセンター(建物)については、スペック等の見直しを進め、投資金額の抑制に努め、経費支出の単年度への影響を極小化していく対応をとってまいります。

大型投資プロジェクト投資計画

(単位:億円)

	20年度 見込み	21年度 計画	22年度 計画	2年間累計 削減額
プロジェクト合計	0	8	42	/
北洋大通センター	0	1	17	
新コンピューターセンター(建物)	0	7	24	
新コンピューターセンター(システム)	0	0	1	
次期システム	0	0	0	
プロジェクト削減効果	0	7	39	46
新コンピューターセンター(システム)	0	2	21	23
次期システム	0	5	18	23

(c) 通常経費の見直し

業務委託費の抜本の見直し、事務機器更新スパンの長期化、広告宣伝費の見直し等により、平成 20 年度対比 31 億円程度の削減を目指しております。

(d) グループ会社の再編

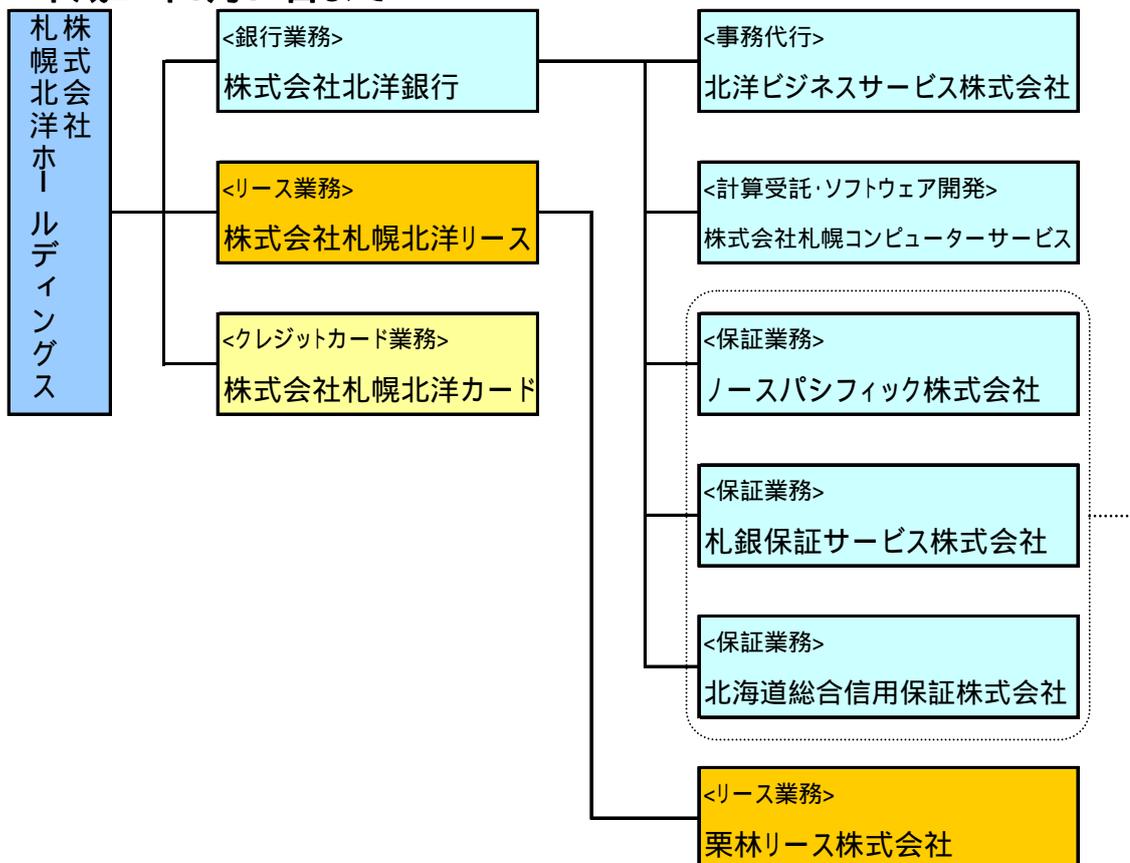
グループ内での業務の効率化を目指し、平成 21 年 4 月 1 日に、札幌北洋ホールディングス傘下でリース業を営んでいる、株式会社札幌北洋リースと栗林リース株式会社が、株式会社札幌北洋リースを存続会社として合併する予定です。

また、北洋銀行傘下でローン保証業務を行っている、ノースパシフィック株式会社、札幌保証サービス株式会社、北海道総合信用保証株式会社の 3 社が、ノースパシフィック株式会社を存続会社として、平成 21 年 4 月 1 日に合併する予定です。

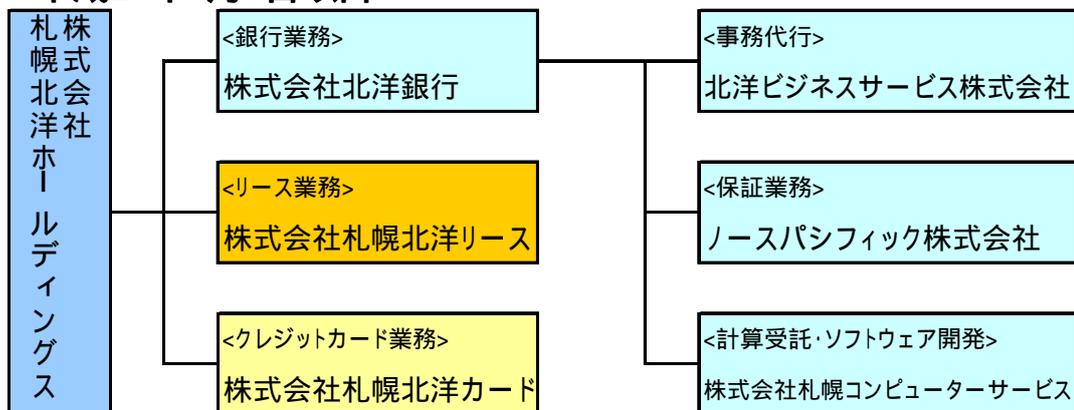
グループ内会社の再編成を通じ、グループ全体のスリム化・効率化を実現してまいります。

【札幌北洋グループ概要】

<平成21年3月31日まで>



<平成21年4月1日以降>



C.信用コストの削減

信用コストは、北海道の急激な景気落ち込みを反映し、平成20年9月期では、前年同期比171億円増加し238億円となりました。平成20年度下期は計画どおりに推移しておりますが、平成20年度通期では379億円と、前年同期比301億円の増加となる見込みにあります。

道内の景気は、今後も当面厳しさが予想されることから、中小企業貸出を積極的に推進する一方で、信用コストの削減に向け、本支店一体となってお客さまとのリレーションを一層密にし、経営上の問題点の「早期発見、早期対策」に注力してまいります。

具体的には、合併及びBPRにより創出される人員を営業店の融資・渉外担当に配置するとともに、営業店65ヶ店に「中小企業ご相談窓口」を設置し、経営相談・資金相談にお応えする等、お客さまとのコンタクトをより一層密にし、情報の相互交換の強化を徹底してまいります。

また、信用リスク管理態勢として、業種分散や小口分散を図り、大口の不良債権が発生しないよう努めていくことや、地元地方公共団体の制度融資等の活用を含め、信用保証協会保証付融資の増強にも取り組んでいく方針です。

本部組織については、リスク管理全般を統括する「リスク統括部」のもとに「信用リスク管理室」を設置し、適正なリスク計測を実施するとともに、3ヶ月ごとに「信用リスク管理検討会」を実施し、データ分析から生じる諸課題を、業務施策へ速やかに反映させる態勢を構築いたしております。

また、平成21年3月に融資第一部に「貸出調査室」を新設し、営業店の適切な貸出運営のため、事業性融資に係る営業店指導を目的とする臨店指導を開始いたします。

D.適切な有価証券ポートフォリオへの転換

当行の有価証券運用は、一定の経済環境予測のもと、リスク分散を図るため、国際分散・商品分散を行ってまいりました。

しかしながら、米国発の「サブプライムローン問題」に端を発する世界的かつ大規模な金融・証券市場の動揺、更には平成20年9月15日のいわゆる「リーマン・ショック」以降の有価証券相場の暴落の影響を、結果として大きく受けることとなりました。

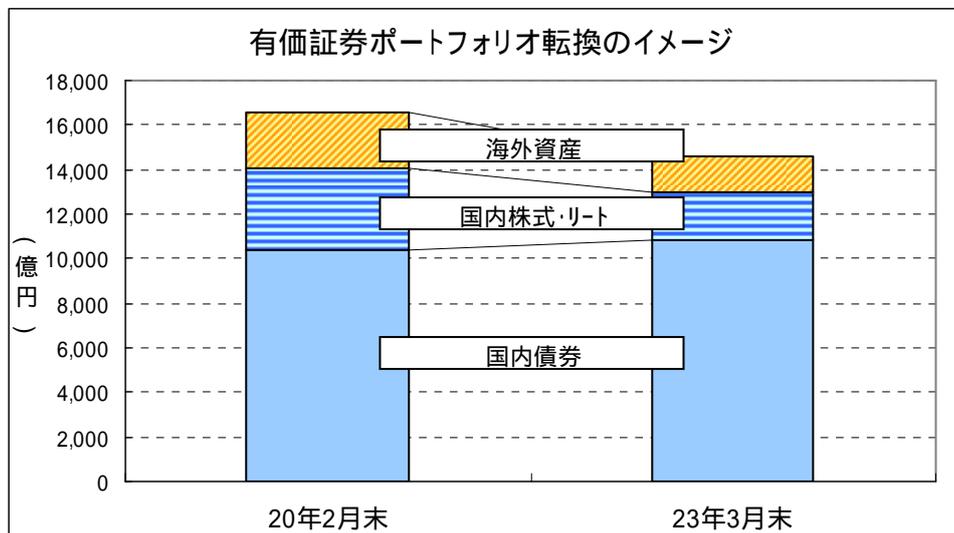
これに対し、平成20年度中に、将来にリスクを波及させないよう、従来基準以上の大幅な減損処理の実施を検討しており、また、劣後ローンの取り入れや、今般の国による資本参加により厚い自己資本を確保することにより、金融市場の急激な変動に対する備えが確保できるものと認識しております。

この対応に加えて、改めて有価証券投資におけるリスクテイクの基本方針を再確認し、新たに「有価証券・リスクテイクポリシー」を制定いたしました。同ポリシーに従い、平成20年度下期より株式や海外資産等価格変

動リスクの高い有価証券を削減し、国債等低リスク資産中心のポートフォリオへの転換を進めており、平成 21 年度以降も継続して転換を図ってまいります。

こうしたポートフォリオの転換により、平成 21 年度以降の有価証券利息配当金収入及び国債等債券売却益は減少する見込みにはありますが、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定を確保し、従来以上に適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる財務体質へ変革し、地元中小企業への安定的かつ円滑な資金供給を維持・拡大する体制を構築してまいります。

今般強化したリスク管理態勢（後述）のもと、有価証券運用収益は預貸収益の補完との位置付けを明確にし、適切かつ安定的な収益確保に努めてまいります。



E.部門別収益管理状況

当行では、リスクとリターンのバランスのとれた収益力を向上させるため、平成 18 年より全店において新収益管理システムを導入し、営業店収益管理、顧客別採算管理を実施いたしております。

収益管理の指標として、リスク・コスト調整後収益 RACAR (Risk And Cost Adjusted Return) を使用し、部門別、営業店別、顧客別各層の収益を一貫して管理し、営業店収益計画・実績管理、顧客別採算性検討・管理、及び業績評価を行っております。

特に、当行のみの収益性向上を展望するだけでなく、当行とお客さまの双方にとって取引採算上のメリットが享受できるようなリレーションシップの高い関係の構築を目指しております。

4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督体制の強化のための方策

当行では、充実したコーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営上の重要課題と認識し、会社法等の法令の趣旨を尊重しながら、取締役会及び監査役会が取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

当行の取締役会は12名の取締役で構成しており、取締役の任期は、経営環境の変化に機動的に対応する経営体制を構築するため1年としております。

また、当行及び札幌北洋ホールディングスは監査役設置会社を選択しており、各監査役は監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席をはじめさまざまな角度から、取締役の職務の執行状況を監査しております。

監督体制の強化につきましては、現行の監査役制度の枠内で、社外監査役による経営の監視機能を充実・強化することに加え、経営の透明性を一段と高めていくため、当行の経営戦略及び重要な施策等について客観的な評価・助言を取締役会に対して行っていく機関として、今後第三者により構成される「経営諮問委員会（仮称）」の設置を、平成22年度からの実施を軸に検討してまいります。また、社外取締役の選任等も検討してまいります。

更に、金融仲介機能を発揮した中小企業への安定的かつ円滑な資金供給や、地元企業の経営改善支援等の責任者として特命の担当役員を遅くとも平成21年6月を目途に選任し、確実な施策の実行を担保してまいります。

内部監査体制としましては、従来からの本部・営業店業務監査に加え、平成20年よりリスクカテゴリーごとの組織横断的な内部監査を開始し、さまざまなリスクに対する組織連携態勢をチェックするなど、複雑化するリスクへの対応を強化しております。

なお、現在、選任されている役員体制は以下のとおりです。

取締役・監査役数（平成20年10月の北洋銀行・札幌銀行の合併後の人数）

	札幌北洋ホールディングス	北洋銀行
取締役	10名	12名
監査役	5名	4名
うち社外監査役	3名	2名

(2) リスク管理態勢の強化のための方策

当行及び札幌北洋ホールディングスでは、グループ全体のリスクを統合的に管理するため、「リスク管理委員会」を設置し、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクをはじめ主要なリスク状況を把握するとと

もに、計測されたリスクに適切に対応しております。

当行の体制面については、平成 20 年 10 月より「リスク管理室」「信用リスク管理室」を発展的に統合し、リスク管理全般を統括する「リスク統括部」を設置し、その下に「信用リスク管理室」「市場リスク管理室(新設)」、及びリスク管理全般の企画・統括として「リスク統括課」を置き、リスク管理に関する権限と態勢の強化を図っております。

【体制図】



信用リスク管理強化のための方策

A.方針

信用リスク管理に関する方針は、「信用リスク管理規程」「クレジットポリシー」等に定め、組織全体に周知しております。「信用リスク管理規程」では主に「基本方針」「管理対象・手法」「モニタリング」「権限」「管理体制」「各部門の役割」を定めているほか、「クレジットポリシー」では融資業務の具体的方針や、与信ポートフォリオに関して定めております。

B.態勢面

(a)個別先の信用リスク管理

個別先の信用リスク管理においては、お取引先とのリレーションシップによる業況把握の徹底に加え、各々の与信先に対し 13 段階で構成される債務者格付を付与し、定性・定量の両面で管理しております。付与された債務者格付は信用リスクを明確に認識するための指標と位置付け、与信承認権限基準や、個別案件審査の判定基準としているほか、収益管理や、プライシング等の基準としても活用しております。

自己査定においては、債務者区分判定と債務者格付付与は同時に実施しており、債務者区分は債務者格付と整合的となっております。また、連結子会社においても、当行に準じて自己査定基準を定め、適正な自己査定を実施しております。

事業性貸出の個別与信案件審査においては、信用格付制度による債務者格付を判断基準の一つとするほか、本部の審査部門では一部業種別審査制度を導入し、業種固有の特性を踏まえた総合的な与信判断を行う態勢を構築しております。

(b)ポートフォリオベースの信用リスク管理

「信用リスク管理室」において、業種別、格付別の与信残高、信用リスク量等の定期的モニタリングによる与信ポートフォリオの実態及び変化の

分析・検証を行っております。なお、特定の企業や同一グループへ与信が集中して大きな損失が発生する与信集中リスクを抑止するため、1社あるいは1グループあたりのクレジット・ライン(与信上限)を設けているほか、クレジット・ラインを超過する大口与信先への案件については、役員等により構成される「融資委員会」において個別に対応を協議する等、過度の与信集中を抑制する態勢を構築しております。

市場リスク管理強化のための方策

A.方針

平成 20 年 11 月に有価証券投資に関する基本方針として、ローリスク・ローリターンを基本とする「有価証券運用・リスクテイクポリシー」を新たに制定し、平成 20 年 12 月には従来の市場リスク管理に係る規程・要領の改定を実施、またアラームポイントやロスカットの水準・対応をより厳格なものに変更いたしました。

今後は、ポリシーや改定後の規程・要領に則り、価格変動リスクの高い有価証券の削減等により資産構成を是正するとともに、平成 20 年 9 月に新たに設置した「有価証券運用会議」の適時開催により、相場状況や運用資産のリスク内容等を把握し、厳格なロスカットルールの運用等迅速な対応を実施してまいります。

「有価証券運用・リスクテイクポリシー」

【基本方針】

1. 市場部門、市場リスク管理部門、企画部門（収益管理部門）はリスクテイクにあたり市場リスク管理の実効性を適切に確保したうえで対応することを基本とする。
2. ローリスク・ローリターンを基本方針とする。
3. 中長期・分散投資を基本とし、短期的な収益確保のみを目的としない。
4. 相場観に過度に依存しない。
5. 市場流動性を重視する。平常時に加え、市場の混乱時に想定される市場流動性について特に十分な検証を行う。

B.態勢面

フロントオフィスを「資金証券部」「国際部資金為替課」「市場開発室」、ミドルオフィスを「市場リスク管理室」、バックオフィスを「業務管理部」「国際部国際業務課」としております。

市場リスクに関する専門部署としてミドルオフィスを担う「市場リスク管理室」は、各種市場リスクの計測・評価を行っております。計測されたリスク量の状況については、定期的に「リスク管理委員会」、「ALM 委員会」等に報告・協議され、協議内容は取締役会で報告しております。

また、平成 20 年 9 月に有価証券の運用方針、資産構成、商品特性等につ

いて協議を行い、共通認識のもとで運用業務を行うため、代表取締役を議長とする「有価証券運用会議」を発足し、有価証券運用の実務に踏み込んだ取り決めを行っております。

不良債権の適切な管理のための方策

A.方針

新たな大口不良債権の発生を防止する対策として、お取引先とのリレーションの強化と定期的なモニタリングの実施により、お取引先が抱える課題を早期に把握し、課題克服を支援することにより信用リスクの拡大防止に努めてまいります。

破産更生債権については、任意売却・競売による不動産担保処分の推進、貸出金の償却、バルクセールによる回収処理を行います。

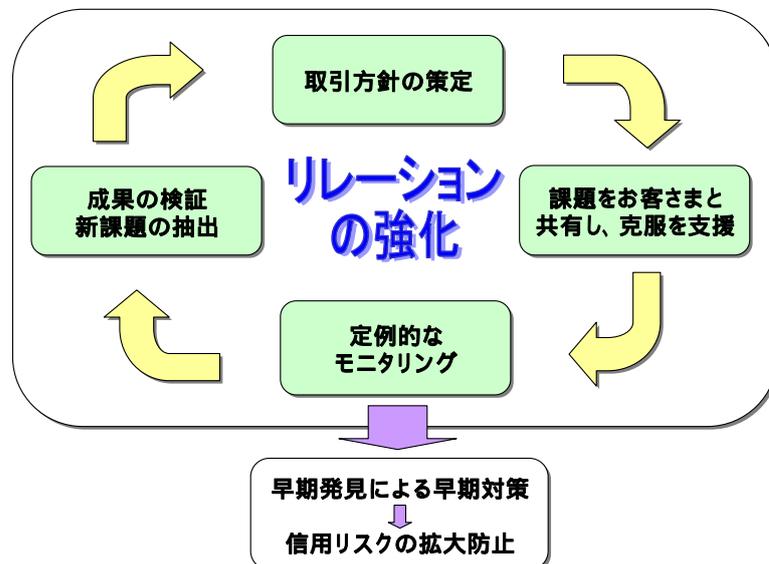
大口不良債権先に対しては、整理回収機構（RCC）や中小企業再生支援協議会と連携した再生計画の策定、外部コンサルタントを導入した抜本的再生計画の策定、プレパッケージ型事業再生等、個別企業の実態に応じた最適な手法を検討し不良債権の適切な管理に取り組んでまいります。

B.態勢面

平成 20 年 9 月末の金融再生法開示債権は前年同期比 190 億円増加の 1,849 億円となり、開示債権比率は前年同期比 0.24%増加の 3.74%となっております。

こうした現状を踏まえ、大口不良債権先を中心に迅速な処理を進めることが必要であり、危険債権・要管理債権に属する再生可能先に対しては、地域経済における影響等を考慮し、種々の再生手法を活用し正常化を図ることが重要であると認識しております。

なお、当行では部分直接償却は未実施であります。実施した場合、平成 20 年 9 月末の部分直接償却後の開示債権額は 1,583 億円、開示債権比率は 3.22%となっております（計数は北洋銀行・札幌銀行の 2 行合算）。



(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

コンプライアンス統括部署として「法務コンプライアンス室」を設置し、行動規範・各種規定や年度計画となる「コンプライアンスプログラム」を策定しているほか、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、課題認識・具体的改善方法の検討・実施を行っております。

「コンプライアンスプログラム」の進捗については、半期毎に検証の上、コンプライアンス委員会を経て、取締役会に報告しております。

本部各部署・営業店においてはコンプライアンスの責任者及び担当者を任命し、定期的に「コンプライアンスチェック」を実施しているほか、各種の研修を通し、行動規範となる「コンプライアンスマニュアル」の徹底を図るとともに、コンプライアンス関連資格取得・通信教育の受講等により、日々の研鑽に努めております。

法令遵守状況のチェック体制については、コンプライアンス統括部署によるモニタリングのほか、監査部の内部監査においても同様のチェックを実施することにより、コンプライアンスの実効性確保に取り組んでおります。

コンプライアンスに反する事例が発生した場合、統括部署である法務コンプライアンス室や人事部、監査部、及び外部受付機関（顧問弁護士等）に報告する内部通報制度を構築しております。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策（札幌北洋ホールディングス）

札幌北洋ホールディングスでは、法定員数を上回る社外監査役を選任し、経営の監視機能を強化しているほか、経営環境の変化に機動的に対応する経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

外部有識者による第三者委員会等については、現在のところ設置していませんが、経営の透明性・客観性を確保するため、当行の経営戦略及び重要な施策等について客観的な評価・助言を取締役会に対して行っていく機関として、今後第三者により構成される「経営諮問委員会（仮称）」の設置を、平成22年度からの実施を軸に検討してまいります。また、社外取締役の選任等も検討してまいります。

(5) 情報開示の充実のための方策

A. 情報開示に関する基本方針

札幌北洋ホールディングスは、情報開示に関する基本方針「ディスクロージャー・ポリシー」を定め公表し、適時適切かつ透明な開示に努めております。

B.情報開示に関する体制

札幌北洋ホールディングスは、金融商品取引法及びそのほかの法令等に
従い、重要情報等の開示についての処理を定め、適切かつ公正な情報開示
を行うため「適時開示要領」を定めております。また、適時開示の状況を
検証する「開示委員会」を設置し、定期的に適時開示の状況について事後
検証を行うとともに、適時開示体制についても検証しております。

ディスクロージャー・ポリシー（情報開示に関する基本的な考え方）

- 1.当社は、金融商品取引法、会社法、銀行法及び金融商品取引所の規則その他の関係
法令等を遵守し、適時適切に情報の開示を行います。
- 2.当社は、お客さま・株主・投資家等が当社の実態を正確に認識し判断できるよう、
財務内容、経営方針、事業戦略等に関して真実かつ正確な情報開示を行い、積極的な
ディスクロージャー活動に努めます。
- 3.当社は、開示した会社情報については開示後速やかに、また、アナリスト・機関投
資家向けのインフォメーション・ミーティング資料についても原則同日中に当社ホ
ームページに掲載する等、公平な情報開示に努めます。
- 4.当社は、会社情報の開示にあたって金融商品取引所の定める方法のほか、インター
ネット、各種印刷物等のさまざまな方法を活用し、より広くわかりやすい開示に努
めます。
- 5.当社は、情報開示を適切に行うための社内体制の整備・充実に努めます。

C.開示内容の充実

上記ディスクロージャー・ポリシーに基づき、適切に情報開示を行うこ
とに加え、四半期開示や地域への貢献に関する情報開示、アナリスト向け
説明会、個人向け説明会の開催等情報開示の頻度・開示内容の一層の充実
に努めてまいります。

これまでの情報開示方法

方 法	頻 度
株主総会	年1回
ホームページへの掲載	適宜
プレスリリース	適宜
四半期決算報告	3ヶ月毎
IR	ラージ年2回、スモール年4回程度
インフォメーション・ミーティング	年2回
ディスクロージャー誌	年2回発行
ミニディスクロージャー誌	年2回発行
地域貢献誌	年1回発行

(6)本部組織の改編

A.方針

平成 20 年 10 月 14 日の北洋銀行と札幌銀行の合併を契機に、本部組織の改編について検討を進め、本部機能の効率化・合理化を図ります。経営効率を一段と高め、一層強固な経営基盤を確立するため、まず、合併により膨らんだ本部業務の効率化を図り、業務削減に伴う人員の営業店配置を行い、本部のスリム化を図ります。次に、お客さまへの良質で高度な金融サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献することを目指し、簡素でフラットな組織として、平成 21 年度中を目途に本部組織を再編する予定です。

B.新たな本部のすがた

金融仲介機能を活かしたトップライン収益増強に向けた推進体制

- ・本部スリム化による意思決定スピードの迅速化、営業部門人員の増強
- ・法人・個人の顧客主体別推進体制の構築

合併効果の早期実現と効率化の促進

- ・BPR 推進の強化による事務の集約化・効率化

各種リスクへの対応力強化

- ・各種リスクの一元管理と高度化

専門性の高いサービス提供体制の整備

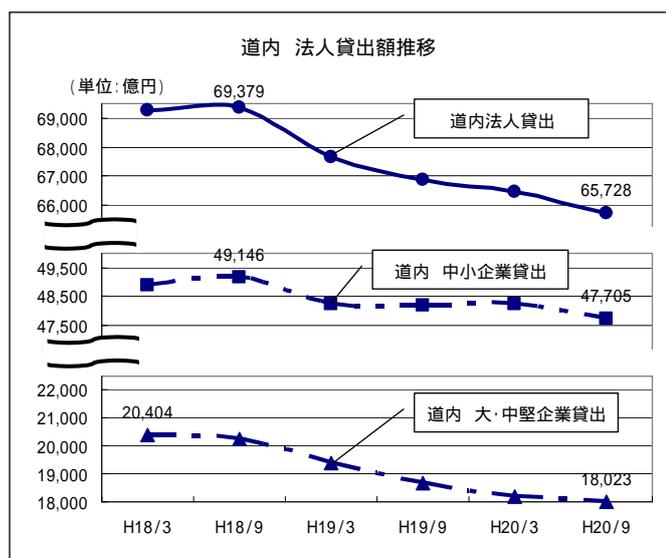
- ・M&A、ストラクチャードファイナンス、海外進出支援等、個別のお客さまのニーズに高い専門性でお応えする専門集団の設置

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の北海道経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の北海道経済の活性化に資するための方針

A. 法人貸出市場の現状

【道内法人貸出市場】



道内法人貸出額・大中堅企業貸出は北海道財務局データより推計し、道内中小企業貸出については北海道信用保証協会データより推計しております。

(a) 全体

道内の法人向け貸出市場は、景気低迷の影響を受け、平成 18 年度下期を境に縮小基調となっています。具体的には民間消費が伸び悩んでいること等から、各企業とも設備投資に慎重になり、長期資金の需要が減少しております。また先行き不安から住宅着工が減少していることに加え、公共工事の減少の影響等もあって、企業の運転資金需要も減少しています。

(b) 中小企業

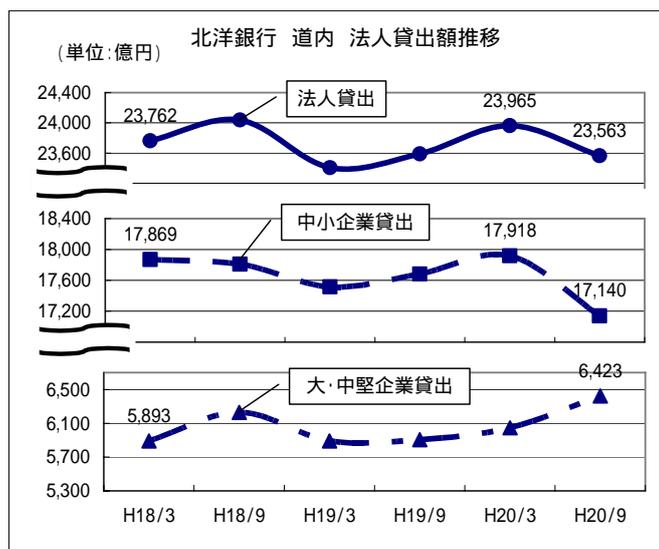
道内法人向け貸出マーケットの約 7 割を占める中小企業向け貸出市場も、平成 18 年度下期より、景気低迷の影響を受けて縮小基調にあります。

また、これまでの景気低迷や公共工事削減の影響に加え、平成 20 年度前半の燃料や原材料高騰の影響もあり、道内中小企業を取り巻く経営環境は更に厳しさを増し、平成 20 年度に入り、中小企業の前向きな資金需要は更に落ち込んでいます。

しかし信用保証協会保証付融資に関しては、平成 20 年度下期に緊急保証制度が創設されたこともあって大きな伸びを見せており、中小企業の資金繰り安定化のために一定の効果をもたらしています。

B.当行の法人貸出の現状と競合状況

【道内法人貸出】



法人貸出・中小企業貸出には中小企業基本法に定める中小企業向け貸出から、当行関連会社、大企業向けSPC、不動産関連地方公社、政府出資法人分を除いております。

(a)全体

当行の法人貸出ボリュームは、主に中小企業を対象とした特別貸出ファンドの取扱いによって一時的に伸長した時期もありますが、総じて景気低迷によるマーケット縮小の影響を受け、微減基調で推移しています。

(b)中小企業

当行の道内中小企業向け貸出は法人貸出全体の約7割を占め、道内におけるシェアも平成20年9月末時点で34.5%(当行、道内他地銀及び道内信金の中小企業貸出額に占めるシェア)を占めております。しかし近年では、特別なファンドを取扱った時期を除き(平成17年度ダイナミックファンド555億円、平成19年度90ファンド691億円)、企業の資金需要低迷の影響を受け、貸出額は減少基調にあります。

また直近では、企業の業績悪化に伴う直接償却、バルクによるオフバランス化等の特殊要因もあって、貸出額は大きく減少しています。

ただし信用保証協会保証付貸出に関しては、緊急保証制度の活用を通じて、当行でも高い伸び率となっております。

不良債権最終処理額

(単位:億円)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
217	329	210	164

北海道信用保証協会保証承諾残高推移

(単位:億円)

		18/3末	18/9末	19/3末	19/9末	20/3末	20/9末	20/12末
当行	残高	2,599	2,648	2,867	2,833	2,901	2,877	2,951
	年率	13.5%	17.1%	10.3%	7.0%	1.2%	1.6%	5.6%

*北海道信用保証協会公表データより

道内中小企業貸出のシェア推移

		18/3末	18/9末	19/3末	19/9末	20/3末	20/9末
当行		34.8%	34.5%	34.5%	35.0%	35.3%	34.1%

*北海道信用保証協会公表データより推計

C.基本方針

当行のビジネスモデルの根幹は、地域密着型金融そのものであると認識いたしております。平成20年度からの中期経営計画においても「地域社会・地域経済・地域企業を全力でリード・サポート」することをマニフェストとして掲げ、「地域密着型金融」推進に取り組んでおります。

道内の中小企業は、長引く地域経済低迷の影響をより直接的に受けており、今後は業績の悪化や資金繰りへの影響等も懸念されます。しかし当行は、地域のリーディングバンクとして道内経済を支えていくことを責務と考え、そのために、融資や情報提供、経営相談等のあらゆる面で中小企業のお客さまとのリレーションをこれまで以上に強めてまいります。

加えて、これまで当行が主として大・中堅企業向けの取引で培ってきた、不動産担保や保証に依存しない取引のスキームを標準化して、中小企業の皆様にもご利用いただけるよう注力してまいります。

(a)中小規模事業者に対する信用供与の円滑化に資する方針

お客さまとの相互の十分なコミュニケーションを図り、適切なリスクテイクにより中小規模事業者の資金ニーズに的確にお応えするとともに、貸出以外のさまざまな手法を用い信用供与の拡大に努めております。特に、これまで「地域密着型金融推進計画」の中での「事業価値を見極める融資手法をはじめとする中小企業に適した資金供給手法の徹底」の考えのもと、担保・保証に過度に依存しない融資等、中小企業に適した資金調達手段の提供に、引き続き注力してまいります。

(b)北海道経済の活性化に資する方針

「地域密着型金融推進計画」の中で、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」及び「地域情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」を中心に、ノウハウの提供・アドバイス、公民連携等、経営改善支援を積極的に行っております。今後もこの活動を通じ、北海道経済の活性化に貢献してまいります。

特に、本部組織のスリム化及び店舗統合によって生じる人的余力を、営業店の融資・渉外部門に向けることにより、お客さまとの接点を増やし、新たな取引の開始及び既往取引の拡大に繋げてまいります。

また、本部におけるお客さま向けの支援機能として、「業務推進部」による業種別の担当業務推進役によるサポート機能強化、「東京情報サービス室」によるビジネスマッチング支援、「新事業支援室」による新事業支援、「国際部」による海外ビジネスに関する支援、「市場開発室」による最先端の金融手法・サービスの提供等により、本部・支店が一体となった「提案型渉外」への取り組みを推進いたします。

C.「地域密着型金融推進」における取り組み内容

当行の地域密着型金融の基本は、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、中小企業に適した資金供給手法の徹底、持続可能な地域経済への貢献の3分野に重点的に取り組むことであると認識いたしております。

平成20年度の「地域密着型金融推進計画」は、札幌銀行との合併による新「北洋銀行」を見据え、「地域密着型金融の本質に立ち返る1年間」と位置付け、この3分野について具体的な5つの推進項目を設け、計画を策定・推進してまいりました。

今後ともこの3分野を推進の基本に置きながら、計画の切り口を都度の情勢に応じて変えつつ、推進してまいります。

【5つの重点推進項目】

- 1) 売掛債権の現金化等、中小企業に適した資金調達手法のご提供
 - ・お客さまの在庫等を活用した運転資金ニーズへのご支援
 - ・まとまった設備資金ニーズ等へのご支援
 - ・急を要する資金ニーズ等へのご支援
 - ・資金調達に困ったときのご支援
- 2) 道内中小企業に役立つ、当行の培ってきた機能・手法のご提供
 - ・創業・新事業へのご支援
 - ・国内広域ビジネスマッチング
 - ・海外ビジネス進出・強化のご支援
 - ・事業承継へのご支援
 - ・PFIの取り組み
 - ・ミニ公募地方債の取扱推進
- 3) 経営アドバイスを要する中小企業へのご支援
 - ・経営改善への取り組み
 - ・事業再生への取り組み
- 4) お客さまとの質の高いコミュニケーションの確保、メインバンク志向強化
 - ・お客さま目線の取引強化と課題解決への取り組み

- ・提案型渉外の強化
- 5) 公民連携等による地域経済再生への貢献
 - ・環境に対する取り組み
 - ・温室効果ガス削減に向けた取り組み
 - ・多重債務未然防止への取り組み
 - ・新技術開発等を行う中小企業への基金制度
 - ・道内企業等の人材育成へのご支援
 - ・地域医療への取り組み
 - ・食の安全・安心への取り組み

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画

中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合を以下のとおりといたします。

(単位:億円、%)

		18/3期	18/9期	19/3期	19/9期	20/3期	20/9期	21/3期	21/9期	22/3期	22/9期	23/3期	20/9期
		実績	実績	実績	実績	実績	実績	見込み	計画	計画	計画	計画	比増減
信用供与 の残高(a)	北洋銀行	14,422	14,562	14,263	14,515	14,644	14,377	17,657	17,828	18,024	18,128	18,240	813
	札幌銀行	3,598	3,401	3,431	3,378	3,549	3,050						
	合算ベース	18,020	17,963	17,694	17,893	18,193	17,427						
総資産(b)	北洋銀行	64,182	60,304	60,592	61,338	64,777	63,092	71,900	72,050	72,550	72,650	72,850	1,001
	札幌銀行	9,303	9,297	9,372	9,190	9,506	8,756						
	合算ベース	73,485	69,601	69,964	70,528	74,283	71,849						
割合 (a)/(b)	北洋銀行	22.47	24.14	23.53	23.66	22.60	22.78	24.55	24.74	24.84	24.95	25.03	0.78
	札幌銀行	38.67	36.58	36.60	36.75	37.33	34.83						
	合算ベース	24.52	25.80	25.29	25.37	24.49	24.25						

(注)「中小規模事業者等」とは、中小企業基本法に定める中小企業の定義に該当する

ものから、当行関連会社、大企業向け SPC、不動産関連地方公社、政府出資法人を除いております。

【参考】中小企業等向け貸出残高

(単位:億円、%)

	20/9期	21/3期	21/9期	22/3期	22/9期	23/3期
	実績	見込み	計画	計画	計画	計画
中小企業等向け貸出残高(a)	33,131	33,418	33,686	34,257	34,617	34,730
総資産(末残)(b)	71,849	71,900	72,050	72,550	72,650	72,850
中小企業等向け貸出比率(a/b)	46.11	46.47	46.75	47.21	47.64	47.67

(注)「中小企業等向け貸出」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号八に規定する

別表第一における「中小企業等に対する貸出金」。

中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

A. 基本的な考え方

道内の中小企業向け貸出マーケットは縮小基調であり、近年は競争も激化していますが、当行は地域のリーディングバンクとして道内経済を支えていく責務があるほか、この分野は当行の貸出ボリュームの7割を占めております。したがって中小企業貸出については積極的に対応し、道内中小企業の資金繰り安定化を図りながら収益を確保してまいります。

具体的には、中小企業のお客さまのニーズに応えていくため、これまで以上にお客さまとの接点を強化いたします。そしてお客さまとのリレーションを強化する中で、ニーズを的確に把握し、最適な資金調達手法を迅速に提供する「提案力・財務相談力強化」を推進の柱と致します。また不動産担保や保証に依存しない取引のスキームの普及に努め、お客さまへ多様な資金調達方法を提案してまいります。

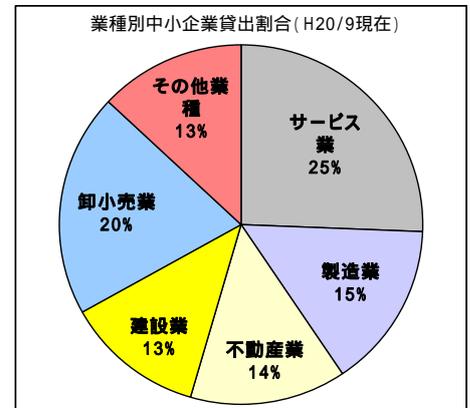
更に資金調達方法の提案にとどまらず、お客さまの業務に有用な情報の提供や財務・経営相談等のニーズにも積極的に応え、コンサルティング機能を発揮してまいります。

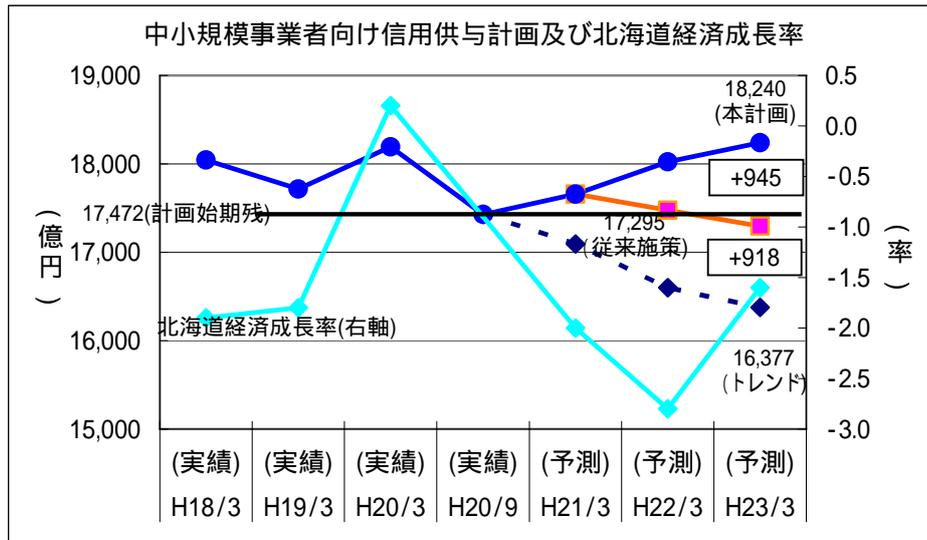
加えて緊急保証制度等の政府施策と協調し、地域の中小企業の資金繰り安定化に全力を傾注いたします。

道内の法人貸出マーケットは長引く景気低迷の影響を受け減少基調にあります。更に昨年以降、経済情勢は一層厳しさを増しており、当行調査部の推計によれば、道内の総生産は平成20年度からマイナス成長に転じる見込みです。

また当行の中小企業貸出残高を業種別に見ると、サービス業・卸小売業・製造業の3業種で貸出の6割を占めておりますが、これらの業種は民間消費低迷の影響を受けやすい業種であり、資金需要は今後も弱含みで推移すると考えられます。加えて北海道の産業構造の影響から、建設業及び不動産業向けの貸出も高い比率となっております。しかし公共工事は大幅に落ち込んでいるほか、近年は景気の先行き不安から住宅着工も伸び悩んでおり、これらの業種についても前向きな資金需要は弱まっております。

以上の経済情勢や既往貸出分の約定返済を勘案すると、経営強化計画期間中の中小規模事業者向け貸出のトレンドはマイナスの伸びが予想されます。しかし、かかる中であっても、中小企業の潜在的な資金需要を喚起するよう、地域密着型金融の原点に立ち返り、課題解決の提案や経営改善支援に積極的に取り組むほか、中小企業向け営業人員の強化、中小企業向け貸出態勢の強化など、従来にない施策を展開し、中小規模事業者向けの信用供与残高を着実に増加させてまいります。





*北海道経済成長率(当行調査部予測)

平成20年度 2.0%、平成21年度 2.8%、平成22年度 1.6%

B.地域密着型金融のPDCA強化

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のため、「地域密着型金融推進計画」を毎年策定し、PDCAを繰り返し実施していく恒久的な取り組みとしております。

お客さまの問題解決のため、融資提案力を強化し、融資担当者の目利き能力の向上を目的とした教育・研修体系を整備してきたほか、業種別担当者の配置や業種別審査の実施等、業種特性を踏まえた融資判断を行える態勢を整備しております。

信用格付区分に対応した営業店長与信権限を導入する等、お客さまの信用リスクの状況に応じて、速やかにご融資できる態勢も併せて整備しております。

また、お客さまとの双方向型コミュニケーションを更に進めるため、平成20年度から、営業店の主要なお客さまを対象として、個社別の取り組み方針の策定と定例モニタリングの制度を試行導入し、お客さまの課題解決の推進を試みておりますが、この制度の正式導入に向けて、対象先拡大や内容拡充を検討してまいります。

C.推進体制の整備

(a)お客さまとのコミュニケーションを強化するための体制の整備

本部組織のスリム化、及び合併に伴い同一地域で重複する約40ヶ店の統合(平成21年1月より1年半)により生じる人員余力を、中小規模事業者等のお客さまとの窓口である営業店の渉外課・融資課に投入する等、お客さまとのコミュニケーションの強化を図り、お客さま目線でニーズへの対応を充実させ、健全な資金需要に積極的に対応してまいります。

(b)「業種別」「エリア別」のきめ細かい支援体制の整備

本部に、営業店の業務推進をサポートする「業種別」業務推進役に加え、新たに「エリア別」業務推進役を置き、営業店と連携によるお客さまへの訪問によりリレーションシップの構築を強化するとともに、中小企業に対する当行の目利き能力向上を目指すべく、営業店職員の指導を行います。

営業エリアが広い北海道で地域ごとの特色を把握し、お客さまの多様な資金ニーズにきめ細かく対応するため、専門サービスを担う部署である市場開発室や国際部等とスムーズに連携しながら、お客さまに適切なサービスを提供してまいります。

中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

A.基本的な考え方

これまで当行は、平成20～22年度の3カ年を計画期間とした新中期経営計画「新北洋・イノベーションプラン」におけるマニフェスト「地域社会・地域経済・地域企業を全力でリード・サポート」を踏まえ「地域密着型金融」に取り組んでおります。

本経営強化計画においては、当行が既に策定している「地域密着型金融推進計画」の方針を踏襲し、その計画を適切かつ円滑に実施することにより、なお一層の地元中小規模事業者への信用供与の円滑化を実施してまいります。

B.具体的な信用供与の取り組み内容

当行は地域のリーディングバンクとして道内経済を支えていく責務があること、及び本計画の趣旨に鑑み、道内中小企業との取引推進を最優先課題ととらえ、以下の方策によって中小企業者とのリレーションを強化してまいります。

(a)取引推進方策

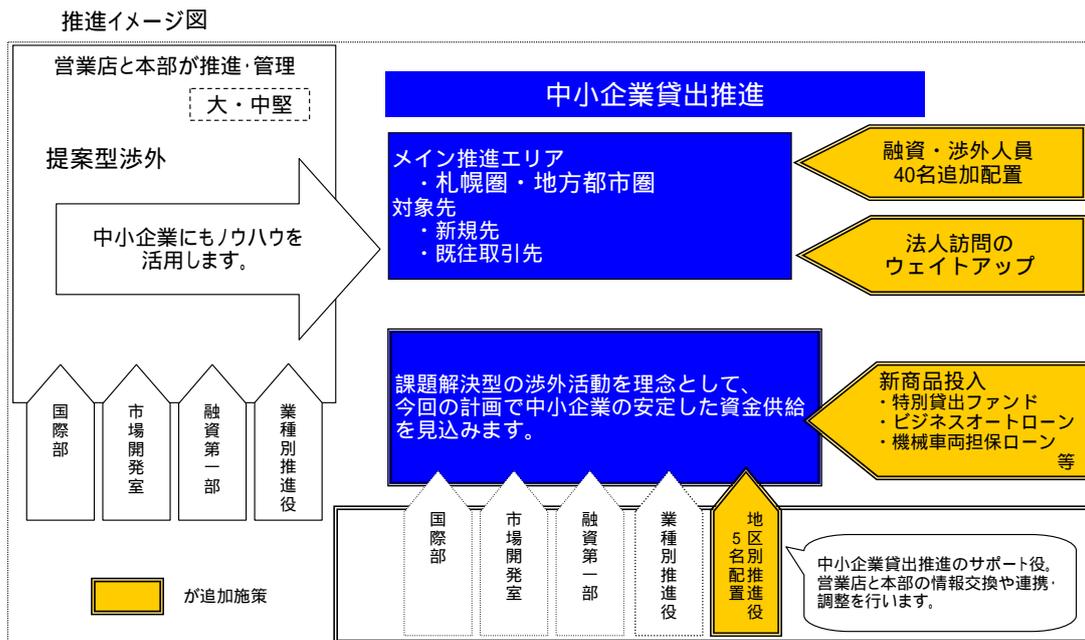
当行では具体的な中小企業取引推進策として、まずお客さまとの接点を強化し、次の2点を実現してまいります。

【既存取引先の深耕】

お客さまとのリレーションの強化、ニーズに応じた多様な資金調達手法の提案により、取引内容の充実に取り組みます。

【新規取引先の推進】

法人渉外人員の増強、本部サポートによる提案型渉外、戦略商品の投入などにより、営業基盤の拡大に取り組みます。



(b)推進体制

施策の推進については、本部組織のスリム化、及び札幌銀行との合併に伴う一部店舗の統合により生じた人的余力を、各営業店の渉外に充当することを柱とし、本部と営業店が一丸となって取り組んでまいります。なお北海道は広域分散型の地域であり、マーケットの状況を考慮しながら、お客さまとの接点を強化しつつ、効率の良い人員配置を進めます。

【営業店】

[融資・渉外人員の増強と重点推進店の選定]

お客さまとのリレーションを深め、ニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提供するため、新たに融資・渉外人員を約40名増員いたします。

なお、新規取引増強及び既存取引深耕の推進対象先のうち、約6割が都市部に集中していることから、札幌圏及び地方都市のフルバンキング推進店舗を法人取引重点推進店舗とし、増員した融資・渉外人員を配置いたします。

[法人渉外割合の増強]

重点推進店舗における渉外担当者の行動基準を変更し、法人のお客さまに振り向ける割合を80%（現状対比+15~20%程度）とすることによって、お客さまとの接点を強化し、ニーズの把握に努めます。

[業績評価の見直し]

重点推進店舗における業績評価基準を法人取引重視の体系に変更し、中小企業との取引推進を最優先課題として営業店に徹底するほか、渉外担当

者が法人渉外の割合を引き上げるためのインセンティブを付与します。

【本部】

【エリア別業務推進役の選任】

重点推進店舗を中心とした営業店の本部窓口として、エリア別業務推進役を設置し、中小企業取引推進のサポート及び管理を行うほか、営業店に代わって本部関係部との連携・調整を図り、お客さまの問題解決に向けて迅速な提案を行います。

【提案型渉外のサポート】

現在、大・中堅企業を中心として実施している「提案型渉外」の対象先を中小企業まで広げ、エリア別業務推進役を中心に本部関係部（融資第一部・市場開発室・国際部等）が連携し、金利デリバティブ活用ローンや私募債発行支援のほか、ノンリコースローンや資産流動化といった担保に過度に依存しない資金調達方法等多様な提案をしております。

また資金調達手法の提案にとどまらず、お客さまの営業に役立つ情報の提供、海外とのビジネスのサポート、各種リスクヘッジのご提案、経営相談等のコンサルティング機能を発揮し、お客さまに最適なソリューションを提供いたします。

(c)提供する主な商品の概要

商品	特長等
特別貸出ファンド	・優良先(正常先)対象 ・低利3年固定 ・金額1億円以内
ビジネスオートローン	・車両設備購入資金を対象 ・外部保証商品(無担保扱い)
機械・車両担保ローン	・外部保証付の動産担保商品 ・保証人不要(他行と差別化) ・物件査定料無料(他行と差別化)

本計画においては、過去に取扱った際にお客さまから大変ご好評をいただきました、低利かつ固定金利の商品である「創業 90 周年記念ファンド (90 ファンド)」をアレンジして再投入し、お客さまの資金繰り安定化と金利変動リスクのヘッジ及び金利負担の軽減を図っております。

また担保に依存しない事業性資金として「ビジネスオートローン」をご提案するほか、他行にない商品特長をもつ動産担保商品である「機械・車両担保ローン」等を軸としてお客さまのニーズに応えてまいります。

更に緊急保証制度を利用した信用保証協会保証付貸出や各地の制度融資等のご提案にも積極的に取り組んでまいります。

(d)推進方策ごとの具体的計画及び施策

【既存取引深耕】

(ア)実行計画

セグメント		チャネル	商品・ツール
中小企業	既存取引深耕	札幌圏・地方都市のフルバンキング店 + 札幌圏リテール店	特別貸出ファンド(90ファンド)
			保証付貸出
			<外部保証> オートローン(既存商品)
			<外部保証> 機械・車両担保ローン(既存商品)
			その他

(イ)対象とするマーケット及びチャネル戦略

対象については、当行お取引先の多くのお客さま、特に年商 10 億円以下のお客さまを中心にリレーションを深めてまいります。

また営業拠点(チャネル)については、新規取引増強と同様に対象取引先が都市部に多いことから、札幌圏や地方都市を中心に推進してまいります。

(ウ)商品・サービス戦略

推進ツール(商品)に関しても新規取引増強と同様、特別貸出ファンドを軸として、そのほか事業性ローンや信用保証協会保証付貸出等、顧客のニーズに応じて多様な資金調達手法を提案いたします。

更に、お客さまとの接点を強化することで、ニーズのあるお客さまには、当行が大・中堅企業取引で培った、ノンリコースローンや資産流動化等の担保・保証に過度に依存しない融資手法、及び商品・債権等を担保とする融資手法等、多様な資金調達手法を提案してまいります。

【新規取引推進】

(ア)実行計画

セグメント		チャネル	商品・ツール
中小企業	新規	札幌圏・地方都市のフルバンキング店 + 札幌圏リテール店	特別貸出ファンド(90ファンド)
			<外部保証> オートローン(既存商品)
			<外部保証> 個人事業主専用ローン(新商品開発)
			その他

(イ)対象とするマーケット及びチャネル戦略

対象については、当行営業店周辺の未取引先のお客さまを中心として、幅広く接点を拡大してまいります。

また営業拠点(チャネル)については、対象取引先の多い札幌圏や旭川、

函館、帯広、釧路等の都市部のフルバンキング店を中心に、増員した渉外人員を中心としながら、積極的に取り組んでまいります。

(ウ)商品・サービス戦略

推進ツール(商品)に関しては、過去の取扱い時に新規取引獲得及び貸出残高を積み上げるのに有用であった特別貸出ファンド(90ファンド)を軸に、そのほか事業性ローンや信用保証協会保証付貸出等、顧客のニーズに応じて多様な資金調達手法を提案いたします。

更に、当行の全道や本州及び中国、ロシア等の海外に広がるネットワークを活用し、お客さまの営業に役立つ情報を提供することで、取引間口の拡大につなげてまいります。

また新たに創業されたお客さまや新事業を開始されるお客さまには、創業及び新事業の支援ツールである、「北洋ベンチャーファンド」「札幌元気チャレンジファンド」「地域密着型金融推進ファンド」等を利用して新規取引開始に結び付け、その後の資金需要にも応えてまいります。

(3)北海道経済の活性化に資する方策

経営改善支援等取り組み先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合
北海道経済を活性化するために、個別企業について経営改善支援等取り組み先の数の取引先の企業の総数に占める割合は、以下のとおり目標を設定し、取り組んでまいります。

(単位:先、%)

	18/3期 実績	18/9期 実績	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 見込み	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	20/9期 比増減
経営改善支援 取組先数(a)	160	335	518	714	822	925	920	936	969	1,007	1,063	138
取引先の企業の 総数(b)	36,853	35,903	35,531	35,280	34,166	33,494	32,830	32,600	32,400	32,150	31,950	1,544
割合(a)/(b)	0.43	0.93	1.45	2.02	2.40	2.76	2.80	2.87	2.99	3.13	3.32	0.56

(注) 1. 「経営改善支援等取り組み先」とは、次の5項目への取り組み先といたします。

1. 創業・新事業開拓支援先

(1) 「創業・新事業支援」融資商品等による融資を行った取引先として、北海道・札幌市等制度融資の創業貸付、中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先への貸出、業歴1年未満の先を対象とする「ほくようセットアップローン」等、創業・設立から3年未満のお客さまに初めての事業資金融資を行った先

(2) 「北洋ベンチャーファンド」、「地域密着型金融推進ファンド」、「札幌元気チャレンジファンド」等による出資先、及び道内中小企業への助成制度「北洋銀行ドリーム基金」による助成先等、企業育成ファンドの組成・出資等を行い経営をフォローしている先

(3) 技術課題の解決等に産学官連携を仲介した支援先数 等

2. 経営相談・支援強化先

- (1) 当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して助言を行った取引先として、業種別推進役、または中小企業の事業改善コンサルタント部署である「ほくようビジネス金融センター」等を活用した先
- (2) 取引先との長期的な密度の高い関係から得られる情報を活用し、情報提供、経営改善指導、財務書類作成等に係る助言等を継続的に行っている先として、情報提供・経営指導・相談等のニーズに対応するため経営改善計画を策定し継続してフォローしている先
- (3) 本部において営業店からの顧客情報交換を行う行内ビジネスマッチングを活用して商談が成立した件数
- (4) ローンプラザにおいてアパート経営の相談を行った先 等

3. 早期事業再生先

人材派遣し再建計画策定等を行った先、及びプレパッケージ型事業再生または私的整理手続きで関与した先、企業再生ファンド組成により現物出資した先、DES・DDS・DIPファイナンス等を活用した先、整理回収機構（RCC）信託機能を活用した先、及び中小企業再生支援協議会と連携し再生計画を策定し、再生を継続的にフォローしている先等

4. 事業承継支援先

事業承継策・M&Aの本部専門チームが相談を行った先、及びM&Aアドバイザー契約を行った先 等

5. 担保・保証に過度に依存しない融資促進先

- (1) シンジケート・ローン、コミットメントライン、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品で融資の提案を行った先
- (2) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した信用供与の提案を行った先
- (3) ABL（Asset Based Lending）手法の活用等、動産・債権担保融資を行った先
- (4) 診療報酬、オートローン債権等、債権流動化の提案を行った先
- (5) PFI または地域開発プロジェクトの組成に向け、当行が地方公共団体または民間事業者に対して提案・アドバイス（研修会開催を含む）を行った先 等

(注) 2. 「取引先の企業の総数」は、当行の信用供与先のうち、地方公共団体・地方公社の先数を含まないほか、政府出資主要法人、特殊法人、資産流動化スキームに係るSPC、及び当行関連会社を含んでおります。また、合併前の北洋銀行と札幌銀行の、共通の取引先数を控除しております。

なお、21/9～22/3期の企業数は、「事業所統計調査」（総務省統計局）における道内の推移を参考に算出しております。

具体的な経営改善支援等の取り組み内容

A. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(a) 基本方針

創業・新事業支援の取り組みとして、当行独自の出資スキームである「地

域密着型金融推進ファンド」をはじめ、「北洋ベンチャーファンド」「札幌元気チャレンジファンド」等各種ファンド等を活用し、引き続き道内企業の創業・新事業支援、及び資本金、信用力の向上に努めてまいります。

(b) 具体的取り組み

ファンド等により出資支援した企業に対して当行は、更なる事業発展を支援するうえで事後モニタリングを実施し、ベンチャー企業等の経営へのフォローを行っております。

機械・食品等の製造業を営むお客さま向けには、北海道立工業試験場等の外部機関と連携を強化し技術相談会を開催する等、具体的な技術力向上を支援します。

道内中小企業の新技术・新製品の研究開発を広くバックアップするために、当行の中小企業への助成制度「北洋銀行ドリーム基金」を通じた助成を継続してまいります（平成元年に札幌銀行で創設。平成20年度までのべ83社/8,300万円を助成）。

創業・新事業における成功事例の更なる活用を目指すため、情報の収集を強化し、成功した事業例を営業店と共有する等、継続的に情報の蓄積を行い、お客さまに適切な情報の提供を行います。

また、当行役職員のスキルアップを図るため、中小企業基盤整備機構等より講師を迎え講習会等を実施してまいります。

(c) 新たな取り組み

- ・北海道大学リサーチ&ビジネスパーク構想の一環として、中小企業基盤整備機構が建設するインキュベーション施設に、当行職員をインキュベーション・マネージャーとして派遣し、入居者（主にバイオベンチャー）への創業・新事業支援を行います。
- ・大学、道内公設試験場、中小企業基盤整備機構、経済産業局、北海道等との「産学官連携ネットワーク」を引き続き生かして、道内企業の創業・新事業支援大学発ベンチャー等の支援を行ってまいります。
- ・新たな担保・保証に依存しない融資及び中小企業の事業価値向上の支援として、「知的財産権（食品の製造特許）」を活用した支援計画に基づく融資に取り組みます。

具体的には、行内の業務推進担当部署において、バリューチェーンやサプライチェーンズマネジメント等の経営管理手法を活用したビジネスモデルの支援、及びビジネスマッチング等の販路拡大支援を行うほか、経営コンサルタント部署による財務面を含む経営診断及びマーケティング診断の実施、融資担当部署による知的財産権の概要とその事務手続面の支援、IT推進担当部署による当該企業のホームページ作成及びWEBチャンネルの販売体制の構築支援、創業・新事業支援部署により当行が出資する「札幌元気チャレンジファンド」等を活用した資本増強を行います。

また、弁理士・コンサルタント等の外部専門家と連携するほか、中小

企業基盤整備機構の地域資源認定を活用する等、中小企業の事業価値向上のために当行が培ってきた機能・手法等を提供し、組織横断的な支援スキームの構築に取り組んでまいります。

B. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

(a) 基本方針

「経営改善支援が必要と考えられるお客さま」の選定を幅広く行い、改善支援先数の増加と改善支援率の向上に努めます。

(b) 具体的取り組み

経営に関する相談については、営業店と本部各部室が連携しその課題を把握したうえで課題解決に向けたさまざまな提案活動を外部専門家・外部機関との協働を含めハンドメイドで展開しております。

- ・ M&A・事業再編・株式公開支援・経営改善等の経営課題へのコンサルティングや情報提供・提案等の対応として、事業拡大、不採算事業からの撤退、事業承継等を目的として行われる中小企業の M&A 等の円滑な実行を支援してまいります。
- ・ 本部における経営改善支援専門部署として「企業活性グループ」「企業再生グループ」を設置し、経営改善支援の取り組みを全行的に定着させるうえで地域説明会を実施する等態勢の整備を行っております。経営改善選定対象となったお客さまには「経営改善計画書」のフォーム改定や「経営改善計画書策定の手引き」作成等により、実効ある改善計画策定を支援し、経営改善支援の進捗状況を定期的に本部において検証をするほか、具体的なビジネスマッチングの提案や資産売却、経費節減、財務管理手法等、助言・提案による経営改善支援を実施してまいります。
- ・ 経営活動の活性化を計画する事業先に対して、平成 17 年 4 月に事業改善のコンサルタント部署として「ほくようビジネス金融センター」を設置し、温泉旅館の「経営診断」、食品小売業の「内部体制強化(課題解決)」、食品製造業の「市場調査」、学校法人の「中期経営計画策定」等に取り組んでおり、今後も拡大してまいります。
- ・ 新事業開拓及び業容拡大を目指す意欲ある企業に対しては、市場開発担当部署が証券会社と提携して株式公開等の支援を行っております。
- ・ 業務推進担当部署の「業種別担当チーム」において、各業種・業界の情報収集及び提供、又は産学官連携による相談会、外部機関との提携による食品関連のコンサルタント紹介サービス、災害時における事業の継続・回復に関わる研修講座を実施する等、営業店と本部の連携により「地域企業の成長・育成支援」に取り組んでおります。
- ・ 行内のイントラネット活用により、各営業店からの企業情報収集と蓄積を基にしたビジネスマッチング情報の伝達を図り、お取引先のビジネスチャンス拡大に貢献しているほか、当行独自の商談会として昭和 59 年よ

り行っている「インフォメーションバザール」（平成 17 年からは食品業に特化し東京で開催）や「ものづくりテクノフェア」（平成 19 年から食品業以外を対象に札幌で開催）を開催し、地域企業の販路支援・紹介を実施してまいります。

- ・北海道と本州間の企業進出等を支援する「東京情報サービス室」を、平成 20 年 11 月に札幌（本店内）から東京に移設し専担者を常駐させることにより、お取引先のビジネスチャンス拡大に寄与してまいります。
- ・中小事業者に対する金融円滑化に向けた対応として、平成 20 年 12 月に道内 18 ヶ所において「ご融資（休日）相談窓口」を設置いたしました。今後も休日の「ビジネスローン相談窓口」等の設置を適宜行ってまいります。

取引先支援実績

項目		平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
イン フォ メー シ ョ ン バ ザ ー ル	東京会場・大阪会場出展者数	213社	263社	257社
	バイヤー来場者数	1,463名	2,493名	3,300名
	東京会場商談件数	1,262件	3,646件	2,625件
	大阪会場商談件数	207件	1,244件	(21年2月開催)
ほくようビジネス金融センターでの コンサルティング件数		6件	6件	7件
M&Aアドバイザー契約数		15件	12件	10件
ファンド・出資等支援件数		13件	16件	10件
北洋銀行ドリーム基金助成数		3件	3件	3件

(c)道内中小企業に役立つ、当行の培ってきた機能・手法のご提供

国内ビジネスマッチングについては、以下のとおり取り組んでおります。

- ・当行が主催するビジネスマッチング商談会として、昭和 59 年から「インフォメーションバザール」を継続的に開催しております。平成 17 年からは開催地を札幌から東京に移し北海道・札幌市とも連携し「道産食品」の販路拡大を支援しております。平成 18 年からは北海道等との連携により、大阪でも開催しております。
- ・平成 19 年からは、北海道内の“ものづくり”に特化した商談会として、北海道・札幌市や財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）等の協力のもと「ものづくりテクノフェア」を開催し、販路拡大及び産学官連携、異業種連携を支援しており、今後も継続してまいります。
- ・その他の取り組みとして、札幌、東京、室蘭で開催している特定業種（金属、機械、電気、IT）を対象とした、財団法人北海道中小企業総合支援センター主催のお見合い形式の「受発注拡大商談会」に出展協

力しているほか、国内最大級の食品商談会である「スーパーマーケットトレードショー」へ共同出展し、お取引先の支援をしております。

- ・平成 19 年 4 月からは、現在 233 ヶ店、約 35,000 先のお取引先のネットワークを活用するうえで「行内ビジネスマッチング」に取り組んでおり、北海道内における商取引の活性化についても継続的に支援してまいります。

海外ビジネス進出・強化へのご支援については、以下のとおり取り組んでおります。

- ・平成 17 年からは「インフォメーションバザール」を中国にも展開し、大連をはじめ、ハルビン、吉林を加え東北三省で開催しております。道内企業の中国ビジネスを支援するために、今後も継続してまいります。
- ・平成 19 年からは、国内地方銀行との共催で、機械製造業向けの「上海ビジネス商談会」及び「日本食品展示商談会 in 上海」を開催しているほか、マーケティングを目的とした「中国東北地区绿色食品博覧会」へも出展しております。
- ・各商談会に向けた「道産品販路拡大セミナー」、北海道、札幌市、商工会議所、北海道国際ビジネスセンター後援による「中国ビジネスセミナー」、「ベトナムセミナー」、「香港食品販路開拓セミナー」を開催し（平成 20 年度実績）、特に東南アジアを中心としたビジネスを支援しております。

C. 早期の事業再生に資する方策

(a) 基本方針

「事業再生支援が必要と考えられるお客さま」の選定を早期に行い、当行主導により再生計画策定を支援します。

(b) 具体的取り組み

当行の再生支援専門部署において、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、そのほか再生専門家（弁護士・会計士・税理士・コンサルタント等）等の外部機関とも連携を密にしながら、お客さまの実態にあった再生手法を選択し、早期の事業再生をバックアップしております。

(c) 新たな取り組み

事業再生支援先の選定にあたっては、支援の緊急度及び地域への影響度合い等の観点により、対象先を見直しながら優先度の高い順に集中的に取り組む、最も適した手法を選択し、早期かつ効率的な再生を図ります。

当行の事業再生業務におけるレベルアップを図るうえから、外部の事業再生専門家を招いた勉強会を開催する等、再生支援の新たな知識の吸収とノウハウの共有化に努めます。

D.事業承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(a)基本方針

中小企業経営者の高齢化や後継者不足等を背景とした事業承継問題については、本部専門部署において、外部専門家とも連携しながら、円滑な事業承継を支援いたします。

(b)具体的取り組み

- ・平成12年に業務推進部内に専門部署「M&Aチーム」を発足、加えて平成18年には同チームにて事業承継業務を開始し、お客さまの事業承継やM&Aニーズに対して専門的なアドバイスに取り組んでおります。
- ・お取引先との長期的で密度の高いコミュニケーションから得られた事業承継に関する営業店からの情報を集約し、「M&Aチーム」が課題解決のためお客さまを訪問する等して、一般的な事業承継手法の提案をするほか、各相談の内容に応じて、会計士・税理士等の外部専門家と連携・紹介して具体的な提案を行っております。
- ・後継者不在等によりお客さまが第三者への譲渡を検討している場合は、「M&Aチーム」において取り組みを支援するほか、事業承継に関する手法や税制等の知識を幅広く啓蒙するために、独立行政法人等の外部機関と連携し、お取引先向けにセミナーやシンポジウムを開催しております。

(c)新たな取り組み

後継者不在等で悩みを抱える中小企業の円滑な事業承継を支援するため、事業承継税制等の情報提供のほか、高度な課題解決に向け各種専門家との連携により具体的な対策を提案します。

E. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進

(a)基本方針

担保や保証に過度に依存しない融資を促進するために、お客さまの実態把握と事業計画を精査するうえでの審査スキルの向上、及び売掛債権や在庫等従来取扱われなかった物件の担保取得に取り組めます。

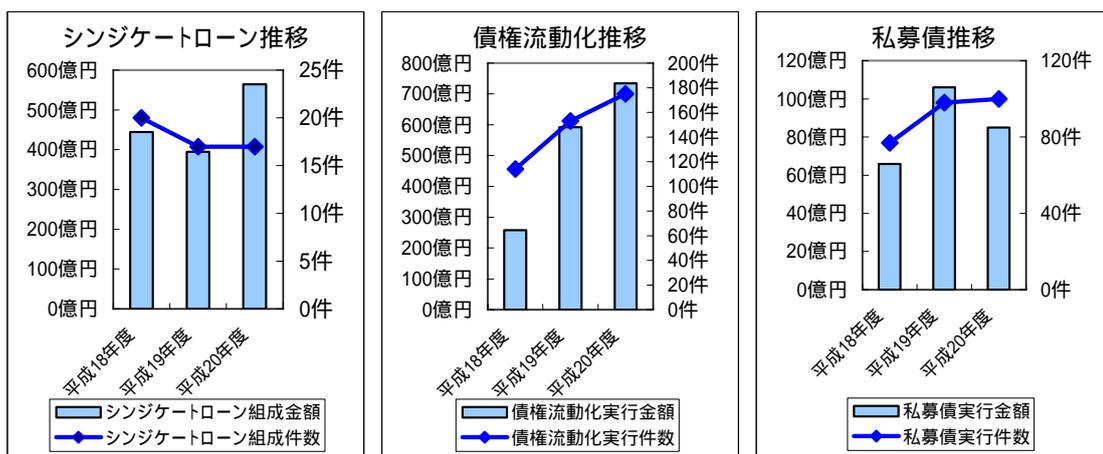
(b)具体的な取り組み

事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法として当行では、以下の方策を推進しております。

- ・従来の信用格付制度や自己査定制度の判定基準を、企業価値を重視するうえで債務弁済能力（キャッシュフロー）重視に改定し、統一感のある審査態勢を構築いたしました。これまでも、お客さまの資産（金銭債権、在庫、不動産等）を活用した流動化資金ニーズへの対応等を行っており、お客さまの事業計画や実態把握により、従来は担保として取扱われなかった物件の担保化に取り組み、不動産担保に依存しない融資の取り組みを行ってまいります。

また、審査スキルを向上させるため、信用格付制度や自己査定制度の判定基準をキャッシュフロー重視のものに改め、判定結果を信用供与の際の物差しとして活用する等、融資判断するためのツールを統一感をもって見直しております。

- ・野菜を担保としたABL(Asset Based Lending)のように、全国に先駆けた融資手法を開発する等、売掛金や在庫等を担保とする取扱いも拡大しております。こうした進歩的な金融手法により、道内では他行にない範囲(資産の種類、小口化)まで流動化手法を活用し、担保・保証に依存しない中小企業金融を拡大してまいります。
- ・売掛債権の担保については、病院を対象とした「診療報酬債権の流動化」(平成17年9月取扱開始)、北海道が発注する公共工事を対象とした「完成工事未収入金債権」(平成18年1月取扱開始)、道内企業が有する売掛債権流動化(ABCP第1号。平成18年3月取扱い)、債権を担保とした「ほくよう売掛債権ローン」(平成18年4月取扱開始)等を開発しており、順次取扱いを拡大しております。また平成20年度には、地域金融機関としてはじめて調剤報酬債権、オートローン債権の取扱いを開始しております。
- ・動産担保については、平成18年9月に「野菜」を担保とする新型のシンジケート・ローン型ABL(Asset Based Lending)に取り組みると同時に、融資先として農業分野への本格的な取り組みを開始しました。また、動産担保の範囲を、肉用牛、冷凍水産物等に拡大しており、今後も同様の取り組みを継続してまいります。
- ・新たに「知的財産権」(特許)を利用した融資手法の開発に、複数の当行専門部署及び外部専門家との連携により取り組めます。



F. その他地域経済の活性化に資する取り組み

(a) 公民連携等による地域経済再生への貢献

- ・環境に対する取り組みとして、世界的森林認証「FSC」を有する森林組合を題材に、森林が環境及び社会経済に果たす役割について、産学官・

- 金融連携スキームで北海道大学との共同研究に取り組んでおります。
- ・温室効果ガス削減に向けた排出権取引への取り組みとして、当行本店ビル及び「環境総合展 2008」で排出される二酸化炭素をオフセットするため、CO₂排出権 2,000 トンを購入し、日本政府に無償譲渡いたしました。
 - ・多重債務未然防止への取り組みとして、ローンのご返済相談窓口としてフリーダイヤルを開設したほか、本店ローンプラザ内に窓口を設置し、ローンの返済条件緩和等のご相談に対応しております。
 - ・道内企業等の人材育成へのご支援については、以下に取り組んでおります。
 - ア) 商工会議所及び国立高等専門学校と連携し「ものづくり産業の人材育成事業」の支援を行っているほか、道内 4 国立高等専門学校（函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、釧路工業高等専門学校、旭川工業高等専門学校）と包括連携協定を結び（平成 20 年 9 月）、人材育成を通じて“ものづくり企業”を支援しております。
 - イ) 道内経済の活性化、将来の北海道経済を担う人材育成を支援するため、平成 16 年から「北海道大学・北洋銀行 共同セミナー」を継続的に開催しております。
 - ウ) 北海道教育大学と金融経済教育に関する共同研究に取り組み、子供向け「教材・テキスト及び授業案」を作成するほか、教員育成を目的とした「研究計画概要」の作成に取り組んでおります。
 - ・地域医療への取り組みとして、「地域医療の維持・向上」を目的として、北海道の全医療機関に対し「遠隔画像システム」の利用権とマイクとカメラを寄贈いたしました。これにより、3 医育大学（北海道大学医学部、札幌医科大学、旭川医科大学）、ならびに基幹病院と地方の医療機関システムで結び、画像による診断・会議システムを利用した研修等で、時間と距離の短縮に貢献しております。
 - ・食の安心・安全については、以下に取り組んでおります。
 - ア) 食品製造業・生産者における食の安全・安心に向けた取り組みを支援するために、北海道、商工会議所との連携により「北海道 食の安全・安心セミナー」を開催しております。
 - イ) 日本セルフ・サービス協会主催「食品表示管理士検定試験」の札幌開催に協力し、食品事業者への技能向上に向けた機会の提供により、北海道の「食のブランド」を支援しております。
 - ウ) 「食」への関心を背景に、食品製造業・生産者向けの「食の安全・安心プログラム」の紹介サービスを開始し、チェックシートによる自己診断、簡易診断、個別コンサルティングへの機会を提供しております。
 - ・道内中・小規模企業の経営体質強化と、当行の相談機能拡充のため、北海道経済産業局が募集している「平成 21 年度地域力連携拠点事業」に、地域力連携拠点として応募申請中です。

(b)地方公共団体向けの信用供与

地域の社会資本整備に向け、北海道・札幌市をはじめとした道内地方公共団体の資金需要に積極的にお応えしてまいります。

地方公共団体への貸出等は、地域の社会資本整備につながるだけでなく、地元中小企業の活性化や地域経済への貢献が見込まれ、間接的な中小企業応援、地域活性化につながるものと考えております。

中小規模事業者・地方公共団体向け信用供与の総資産に対する割合 (単位:億円)

		20/9期 実績	21/3期 計画	21/9期 計画	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画
中小規模事業者向け 信用供与額	a	17,427	17,657	17,828	18,024	18,128	18,240
地方公共団体向け 信用供与額	b	7,925	9,003	8,973	9,833	9,463	9,643
合計	c=a+b	25,352	26,660	26,801	27,857	27,591	27,883
総資産	d	71,849	71,900	72,050	72,550	72,650	72,850
割合	e=c/d	35.28%	37.07%	37.19%	38.39%	37.97%	38.27%

6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

(1) 金額・条件・その根拠

	項目	内容
1	種類	株式会社北洋銀行第1種優先株式
2	申込期日(払込日)	平成21年3月31日
3	発行価額	1株につき500円
	非資本組入れ額	1株につき250円
4	発行総額	100,000百万円
5	発行株式数	200百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、本優先株主は、定時株主総会に本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部(本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株式総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当率	12ヶ月日本円TIBOR + 1.00% (平成21年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成21年3月31日までの間の日数で日割計算により算出される割合とする)
	優先中間配当	本優先配当金の2分の1を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株あたりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成25年 1月 1日
	取得請求期間の終了日	平成36年 3月 31日
	当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の開始日に先立つ(当該日を含まない)5連続取引日の毎日の基準価格の平均値に相当する金額 (基準価格 : 当銀行の普通株式の時価に相当する額。以下同様)
	取得請求期間中の 取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで(当該日含む)の5連続取引日の基準価格の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から(当該日を含まない)5連続取引日の毎日の基準価格の平均値の50%に相当する金額
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会で別に定める日(当該取締役会開催日までの30連続取引日(当該日を含む)の全ての日において基準価格が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ていることを条件とする)が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株あたりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする 取得条項	当銀行は、平成36年3月31日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを平成36年4月1日をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株あたりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	平成36年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の基準価格の平均値に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から(当該日を含まない)5連続取引日の毎日の基準価格の平均値の50%に相当する金額

(2)金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

A.必要資本額の根拠

平成20年9月末の札幌北洋ホールディングスの連結自己資本比率は9.20%、北洋銀行の単体自己資本比率は8.62%と、健全性の面での懸念はないものと認識いたしております。

しかしながら、世界的な金融市場が急速に悪化し、更なる市場リスクの拡大が懸念される中、資本の健全性を確保し、北海道内での中小企業向け貸出の増強等を行っていくには、予防的に自己資本の増強が必要と判断いたしました。

当行が営業基盤としております北海道は、長引く景気の低迷により、企業業績の悪化が顕著であり、特に当行の主要なお取引先である中小企業事業者は深刻な打撃を受けております。

こうしたことから、道内におけるリーディングバンクである当行に期待されている役割は極めて重大であり、その期待に応えるべく、なお一層努力していかねばならないものと認識しております。

具体的には、高い収益性、健全性に支えられた強固な財務基盤を背景に安定的かつ円滑な資金供給を続けることであり、一方では地域経済の活性化を図るため、経営改善支援の強化等地域密着型金融の推進を含めた今回の経営強化計画に全力で取り組みすることです。

こうした経営強化計画を着実に実践するうえで、1,000億円の資本増強により、一段の有価証券価格の下落への耐性を確保し、金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤を安定させ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようするものです。

なお、平成20年度下期に有価証券評価損の積極的な減損処理の実施を検討しており、これにより有価証券下落リスクを極力排除するとともに、国の資本参加をいただくことにより、以下のとおり経営強化計画期間を通じ、十分な自己資本水準が確保されます。

自己資本比率

	20/9末実績	21/3末見込み	22/3末計画	23/3末計画
単体自己資本比率	8.62%	9.0%程度	9.0%程度	9.1%程度

B.当該自己資本の活用方針

今回の申請に基づき受け入れる公的資金につきましては、金融仲介機能の発揮による中小企業事業者・個人事業主のお客さまに対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に持続的に取り組みすることに活用してまいります。

	20/3末	20/9末	21/3末	21/9末	22/3末	22/9末	23/3末
貸出計画	18,193	17,427	17,657	17,828	18,024	18,128	18,240
20/9対比増減額	-	-	230	401	597	701	813
20/9対比増加率	-	-	1.3%	2.3%	3.4%	4.0%	4.7%

7. 利益剰余金の処分の方針

A. 基本的な考え方

当行は、持株会社である株式会社札幌北洋ホールディングスの100%子会社となっており、当行の配当は100%株式会社札幌北洋ホールディングスへの配当となっております。また、株式会社札幌北洋ホールディングスの配当は、子銀行である北洋銀行から受け取る配当額を配当原資としております。

札幌北洋HDの配当方針としては、安定的に配当する「普通配当金」に、連結当期純利益が一定の水準を超えた場合には業績に連動して配当する「業績連動配当金」を加えたものを各期の配当金としております。

平成20年度決算においては多額の欠損金を計上する見込みのため、北洋銀行から札幌北洋ホールディングスへの配当と、札幌北洋ホールディングスから株主様への配当ともに無配とさせていただきます。ただし、平成21年3月期の国の資本参加による優先株式については配当をする予定です。

今般の国による資本参加を踏まえ、今後、経営強化計画の実践による収益力強化と業務の効率化を進め、内部留保の蓄積による公的資金の早期返済を目指すとともに、株主価値の向上のため、早期に札幌北洋ホールディングス株主様への復配を行いたいと考えております。平成21年度以降の配当計画については、平成19年度と同様に普通株式1株あたり10円をベースとし、安定した配当を維持していく方針であります。

なお、役員に対する報酬等につきましては、平成20年9月期決算を踏まえ、平成20年11月より期限を定めず当面の間減額しております。

B. 財源確保の方策

当行は、経営強化計画の着実な遂行による収益力の強化と業務の効率化を取り進め、安定した利益を確保することにより、公的資金の早期返済を目指してまいります。

経営強化計画においては、内部留保の蓄積を基本とする一方、札幌北洋ホールディングスの株主価値の向上を図るため、利益の積み上がりに応じて一定の普通配当を実施することを計画しております。

経営強化計画の実行によりコア業務純益が着実に増加していくこと、また、平成26年度以降はシステム統合にかかる償却が終了し経費負担が大幅

に減少すること等により、保守的に見ても安定的に当期純利益 200 億円の確保が出来る見通しにあり、平成 31 年 3 月末には 1,209 億円の利益剰余金の積み上がりを見込んでおります。今後、公的資金の早期返済に向けた剰余金の積み上げ、及び普通配当の実施を実現していく所存です。

利益剰余金の推移

(単位:億円)

	H21/3	H22/3	H23/3	H24/3	H25/3	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3	H31/3
利益剰余金	393	78	131	232	354	519	657	795	933	1,071	1,209
(当期純利益)	(2,044)	(78)	(115)	(162)	(184)	(227)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
株主資本合計	2,112	2,191	2,244	2,344	2,466	2,631	2,769	2,907	3,045	3,183	3,321

8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

各種のリスク全般を管理するリスク統括部の組織体制、信用リスク管理、市場リスク管理については、「項目 4(2) リスク管理体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

そのほかのリスクとして、流動性リスク管理とオペレーショナル・リスク管理は以下のとおりです。

A. 流動性リスク管理

(a) 態勢

流動性リスク管理部門として「リスク統括部」、資金繰り管理部門として「資金証券部」「国際部」を設置し、流動性リスク管理状況について「リスク管理委員会」に報告を行い、必要に応じて協議を行っております。

また、流動性危機発生時には速やかに「危機管理委員会」を開催し対応を協議することとしております。

(b) 方針

流動性リスク管理に関する方針（規程）として「流動性リスク管理規程」を定め、組織全体に周知しております。

また、流動性危機管理に関する方針については「流動性リスク危機管理対応マニュアル」を定め、実際に危機が発生した場合の対応について等、組織全体に周知しております。

B. オペレーショナル・リスク管理

(a) 態勢

平成20年8月、「リスク管理委員会」の下部組織として、「オペリスク管理

検討会」を設置し体制を強化、オペリスク管理向上に向けての実効性ある議論を指向しています。

(b)方針

パーゼル 対応として当行は、平成 19 年 3 月、TSA（粗利益配分手法）を採用し、従来の管理手法に加え、オペリスクが顕現化しないように事前にオペリスク削減策を実施する予防的管理を行うとともに、オペリスク管理態勢の実効性向上に向けて下記の内容を実施してまいります。

- ・オペリスク管理向上のため導入した新システムでのデータ蓄積を進め、リスク管理部署での活用を図ります。
- ・平成 20 年 8 月に設置したオペリスク管理検討会を活用し、オペリスク管理向上に向けての実効性ある議論を行い、オペリスク削減への施策を実施して行きます。

(C)管理方法

当行では、オペリスクを下記のとおり、「潜在的なリスク」と「顕現化したリスク」の二つの側面から管理しており、リスク統括部がこれを統括しております。

< 潜在的オペリスク管理 >

RCSA(リスクとコントロールの自己評価)という手法により、オペリスクを特定、評価、把握、管理・削減を行っています。

< 顕在化したオペリスク管理 >

オペリスク(損失)情報を収集しデータベース化し、それを分析して対策を講じることで、オペリスクの管理・削減を行っています。

(2)内部統制システムの整備

A.基本方針

札幌北洋ホールディングス及び北洋銀行では、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を決議しております。

札幌北洋ホールディングスは持株会社のため、直接子会社については「経営管理に関する契約」の締結及び「グループ運営規程」により、重要な業務の決定については札幌北洋ホールディングスが管理し、随時報告を受ける体制としております。

当行では、子会社管理に関する規程により各子会社を適切に管理しております。札幌北洋グループにおいては、取締役会・監査役(会)による経営のモニタリングについて、主要な監督対象であるリスク管理態勢・コンプライアンス態勢を包括した内部管理体制を構築しております。

B.財務報告に係る内部統制の基本方針

札幌北洋グループは、経営理念の一つとして「企業価値の増大を図り、株主と市場から高い信認を得る」ことを掲げており、有価証券報告書をはじめとする財務報告に関する信頼性の確保は、当グループの経営上の重要な要点であります。

そのため、当グループでは、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」への対応として、取締役会において「財務報告に係る内部統制の基本方針」を決議、「財務報告に係るグループ内部統制管理規程」を制定し、札幌北洋グループにおける財務報告に係る内部統制に関する全社的な管理を行う部署として、札幌北洋ホールディングス内に「内部統制管理室」を設置いたしました。

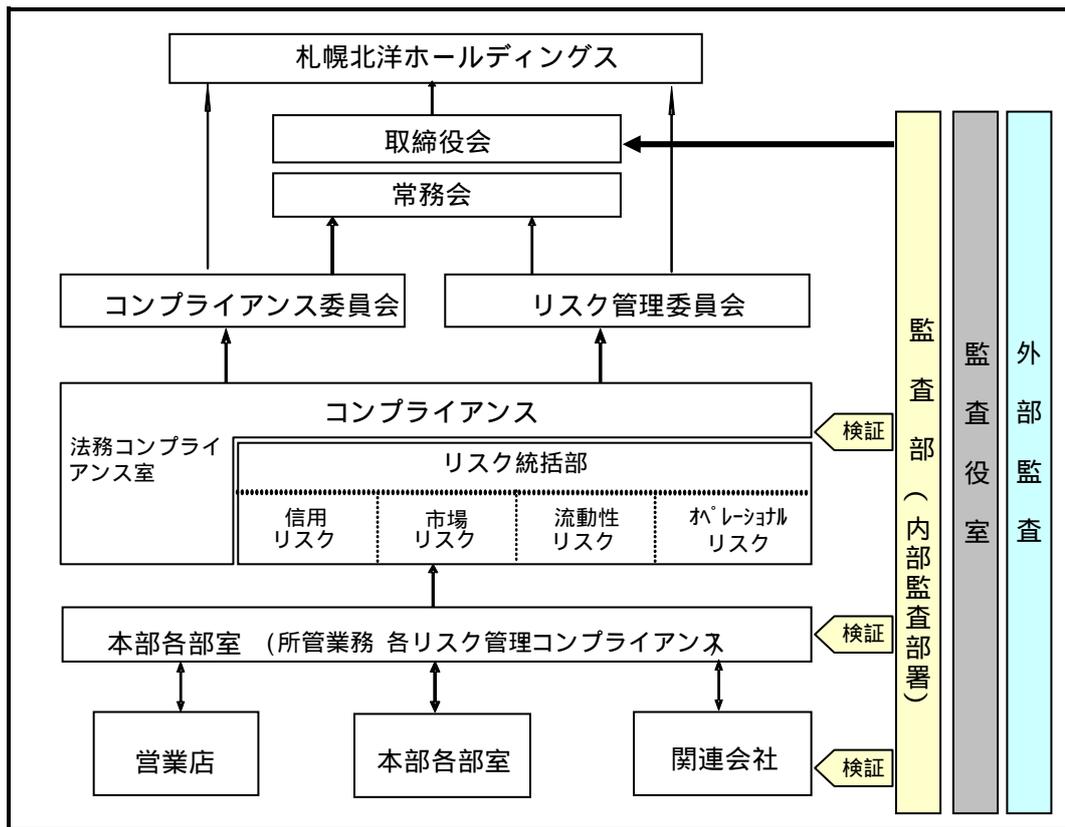
C.内部監査及び監査役監査、会計監査

札幌北洋ホールディングス内に内部監査チームを設置し、独立部門として札幌北洋ホールディングス及び子会社の内部監査に従事、監査結果を定期的に取り締役会及び監査役へ報告しております。札幌北洋ホールディングス及び子会社の本部組織に対する内部監査は、対象部門の内部管理の状況に応じ、頻度と深度を考慮して実施しております。また、子会社の内部監査は、子会社における監査部門と連携を密にするとともに、監査役及び監査役室との情報共有によりグループ全体の内部監査の実効性を高めるよう努めております。

札幌北洋ホールディングス監査役（会）は、札幌北洋ホールディングス及び子会社への往査、重要書類の閲覧・調査等の業務監査を通じて内部管理体制を検証するとともに、取締役会への出席等により取締役の職務執行の適法性と妥当性に関する監査を行っております。監査役監査の実効性を確保するため、監査役は、札幌北洋ホールディングス取締役社長と定期的に会合を設けて意見交換を実施、会計監査人と2ヶ月に1度程度の頻度で会合し、情報交換及び意見交換を実施、札幌北洋ホールディングス内部監査チームと定期的に連絡会を開催し、情報交換及び意見交換を実施しております。また、子会社監査役との意思疎通及び情報交換を目的としたグループ監査役協議会を設置し、定期的を開催しております。

札幌北洋ホールディングス及び当行の会計監査人は、あずさ監査法人です。

札幌北洋グループ 内部管理体制



経営強化のための計画の前提条件

(前提となる経済環境)

世界的な景気後退を示す経済指標が次々発表となっており、日本経済は外需の大幅な落ち込みや、長引く内需の低迷により成長率はマイナスとなっております。

道内においては、公共投資が財政面での制約から大幅に減少していることに加え、個人消費は、雇用不安等により消費者マインドが急速に悪化しているため、自立的な景気回復には、時間を要するものと予想しております。

(金利)

各国の経済指標が急速に悪化しており、米国・欧州は追加利下げを含め金融緩和を強化しております。こうしたなか、日銀は政策金利である無担保コール翌日物金利の誘導目標を0.1%前後とし、また長期国債買い入れの増額やCPの買い取り実施等の資金供給策を行っております。内外の景気情勢が急速に悪化していることや、今後金利上昇を見込める状況にはないことから、計画期間における金利水準は概ね横這いの前提といたしました。

(為替)

米国の財政赤字拡大に伴うドル安懸念が存在している一方、日本の景気後退懸念が徐々に拡がりを見せており、ドル/円レートは一進一退での展開が予想されていることから、計画期間においては、平成20年12月末の1ドル=90円27銭の横這いの前提といたしました。

(株価)

現在の株価は、各種経済指標と企業業績の悪化を相当織り込んだ水準にあります。企業収益の回復が見込まれるのは、09年後半以降と予想されることや、政策面における景気刺激策の効果が現れるまで、株価の回復にはしばらく時間を要すると見込まれることから、計画期間においては、平成20年12月末及び足下の日経平均株価水準を参考に、保守的に横這いの前提といたしました。

(単位:%、円)

指標	H20/9 (実績)	H20/12 (実績)	H21/3 (前提)	H22/3 (前提)	H23/3 (前提)
無担保ローン翌日物	0.544	0.103	0.103	0.103	0.103
新発10年国債利回り	1.460	1.165	1.165	1.165	1.165
ドル/円レート	106円02銭	90円27銭	90円27銭	90円27銭	90円27銭
日経平均株価	11,259	8,859	7,000	7,000	7,000

以上

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令

第3条第1項に定められる提出書類

目 次

株式引受に係る申込の理由書	1
【北洋銀行】		
第153中間期（平成20年9月30日現在）貸借対照表（単体）	3
第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 損益計算書（単体）	4
第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 株主資本等変動計算書（単体）	5
第153中間期 注記事項（単体）	6
第153中間期（平成20年9月30日現在）連結貸借対照表	14
第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 連結損益計算書	15
第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 連結株主資本等変動計算書	16
第153中間期 注記事項（連結）	17
【札幌銀行】		
第89中間期（平成20年9月30日現在）貸借対照表（単体）	24
第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 損益計算書（単体）	25
第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 株主資本等変動計算書（単体）	26
第89中間期 注記事項（単体）	27
第89中間期（平成20年9月30日現在）連結貸借対照表	33
第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 連結損益計算書	34
第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで） 連結株主資本等変動計算書	35
第89中間期 注記事項（連結）	36
【北洋銀行】		
自己資本比率の状況（単体）	42
連結自己資本比率の状況（連結）	43
【札幌銀行】		
自己資本比率の状況（単体）	44
連結自己資本比率の状況（連結）	45
最近の日計表	46
平成21年3月期第3四半期財務諸表	48
平成21年3月期第3四半期決算短信（四半期開示）	51

内閣府令第3条 第1項 第1号に掲げる書類

株式引受に係る申込の理由書

株式引受に係る申込の理由書

平成 21 年 3 月 6 日

(提出者) 本店又は主たる 札幌市中央区大通西 3 丁目 11 番地
事務所の所在地
商号 又は 名称 株式会社 北 洋 銀 行
代 表 者 取締役頭取 横 内 龍 三

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 3 条第 1 項に基づく株式の引受に係る申込の理由は以下のとおりです。

記

平成20年9月末の札幌北洋ホールディングスの連結自己資本比率は9.20%、北洋銀行では8.62%と、健全性の面では問題ないものと認識しております。

しかしながら、当行の有価証券運用規模は一定規模に拡大しており、世界の有価証券相場の状況がいまだ出口の見えないなか、当行も更なる有価証券価格の下落リスクを内包しております。

今後、仮に有価証券相場が一層の下落をした場合でも、これまで同様、安定的に北海道内での中小企業向け貸出を維持・拡大していくためには、予防的に自己資本の積み増しが必要と判断いたしました。

上記の認識を踏まえ、中小企業への安定かつ円滑な資金提供により地域経済の活性化に貢献し、かつ、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするため、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第3条第1項に基づく株式の引受に係る申込みを申請いたします。

以上

内閣府令第3条 第1項 第2号に掲げる書類

貸借対照表等

【北洋銀行】

- 第153中間期（平成20年9月30日現在）貸借対照表（単体）
- 第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）損益計算書（単体）
- 第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）株主資本等変動計算書（単体）
- 第153中間期 注記事項（単体）
- 第153中間期（平成20年9月30日現在）連結貸借対照表
- 第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）連結損益計算書
- 第153中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）連結株主資本等変動計算書
- 第153中間期 注記事項（連結）

【札幌銀行】

- 第89中間期（平成20年9月30日現在）貸借対照表（単体）
- 第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）損益計算書（単体）
- 第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）株主資本等変動計算書（単体）
- 第89中間期 注記事項（単体）
- 第89中間期（平成20年9月30日現在）連結貸借対照表
- 第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）連結損益計算書
- 第89中間期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）連結株主資本等変動計算書
- 第89中間期 注記事項（連結）

自己資本比率を記載した書面

【北洋銀行】

- 自己資本比率の状況（単体）
- 連結自己資本比率の状況（連結）

【札幌銀行】

- 自己資本比率の状況（単体）
- 連結自己資本比率の状況（連結）

最近の日計表、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

最近の日計表

平成21年3月期第3四半期財務諸表

平成21年3月期第3四半期決算短信（四半期開示）

第153期 中間決算

〔平成 20年 4月 1日 から
平成 20年 9月 30日 まで〕

1. 中間貸借対照表
2. 中間損益計算書
3. 中間株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

株式会社 北洋銀行

1. 第153期中（平成20年9月30日現在） 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	368,297	預 金	5,503,267
コールローン	6,835	譲渡性預金	176,114
買現先勘定	—	コールマネー	139,217
債券貸借取引支払保証金	—	売現先勘定	—
買入手形	—	債券貸借取引受入担保金	68,254
買入金銭債権	9,640	売渡手形	—
商品有価証券	6,566	コマースナル・ペーパー	—
金銭の信託	26,738	借 用 金	99,662
有価証券	1,476,520	外国為替	42
貸出金	4,200,420	短期社債	—
外国為替	2,157	社 債	—
その他資産	45,147	新株予約権付社債	—
有形固定資産	74,446	その他負債	37,933
無形固定資産	7,918	未払法人税等	8,650
繰延税金資産	84,155	リース債務	3
再評価に係る繰延税金資産	—	その他の負債	29,279
支払承諾見返	64,463	賞与引当金	1,802
貸倒引当金	△64,024	役員賞与引当金	—
		退職給付引当金	6,337
		役員退職慰労引当金	187
		睡眠預金払戻損失引当金	575
		ポイント引当金	115
		特別法上の引当金	—
		繰延税金負債	—
		再評価に係る繰延税金負債	4,716
		負ののれん	—
		支払承諾	64,463
		負債の部合計	6,102,690
		(純資産の部)	
		資 本 金	71,101
		新株式申込証拠金	—
		資 本 剰 余 金	66,115
		資 本 準 備 金	66,115
		その他資本剰余金	—
		利 益 剰 余 金	131,457
		利 益 準 備 金	7,286
		その他利益剰余金	124,171
		固定資産圧縮積立金	875
		別 途 積 立 金	49,846
		繰越利益剰余金	73,449
		自 己 株 式	—
		自己株式申込証拠金	—
		株 主 資 本 合 計	268,673
		その他有価証券評価差額金	△68,200
		繰延ヘッジ損益	△287
		土地再評価差額金	6,408
		評価・換算差額等合計	△62,079
		新株予約権	—
		純資産の部合計	206,594
資産の部合計	6,309,285	負債及び純資産の部合計	6,309,285

2. 第153期中 $\left(\begin{array}{l} \text{平成20年4月1日から} \\ \text{平成20年9月30日まで} \end{array} \right)$ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		78,785
資 金 運 用 収 益	53,784	
(うち貸出金利息)	(40,768)	
(うち有価証券利息配当金)	(12,634)	
役 務 取 引 等 収 益	11,371	
そ の 他 業 務 収 益	3,876	
そ の 他 経 常 収 益	9,752	
経 常 費 用		90,118
資 金 調 達 費 用	8,479	
(うち預金利息)	(7,002)	
役 務 取 引 等 費 用	3,869	
そ の 他 業 務 費 用	23,020	
営 業 経 費	32,321	
そ の 他 経 常 費 用	22,427	
経 常 損 失		11,333
特 別 利 益		3
特 別 損 失		82
税 引 前 中 間 純 損 失		11,412
法人税、住民税及び事業税		9,257
法 人 税 等 調 整 額		△13,889
中 間 純 損 失		6,781

3. 第153期中

平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで

中間株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計			
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金									利益剰余 金合計		
						固定資産 圧縮積立 金	別途 積立金	繰越利益 剰余金									
直前事業年度 末残高	71,101	66,115	—	66,115	7,286	875	49,846	84,408	142,416	—	279,632	△47,982	△1,098	6,413	△42,667	—	236,965
中間会計期間 中の変動額																	—
新株の発 行																	—
剰余金の 配当								△4,182	△4,182		△4,182						△4,182
中間純利 益								△6,781	△6,781		△6,781						△6,781
自己株式 の処分																	—
固定資産 圧縮積立 金の積立																	—
土地再評 価差額金 の取崩								4	4		4						4
株主資本 以外の項 目の中間 会計期間 中の変動 額(純額)												△20,217	810	△4	△19,412		△19,412
中間会計期間 中の変動額合 計	—	—	—	—	—	—	—	△10,958	△10,958	—	△10,958	△20,217	810	△4	△19,412	—	△30,370
中間会計期間 末残高	71,101	66,115	—	66,115	7,286	875	49,846	73,449	131,457	—	268,673	△68,200	△287	6,408	△62,079	—	206,594

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
そ の 他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 発生年度の翌期に一括費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「clover(キャッシュ&クレジット一体型 IC カード)」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済みポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前) が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 3 百万円、「その他負債」中のリース債務は 3 百万円増加し、営業経費は 0 百万円増加、経常利益は 0 百万円減少、税引前中間純利益は 0 百万円減少しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 44 号平成 20 年 7 月 11 日)により改正され、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 1,358 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 17,175 百万円、延滞債権額は 91,751 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 300 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 38,244 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 147,473 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 37,290 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	381,038 百万円
現金預け金	12,979 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	25,751 百万円
債券貸借取引受入担保金	68,254 百万円
コールマネー	50,000 百万円
借入金	12,979 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 122,263 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,863 百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,382,434 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,347,770 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 1 号に定める地価公示法に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 39,898 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 51,500 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 36,270 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 563 円 8 銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1 百万円、貸倒引当金繰入額 17,295 百万円、及び株式等償却 3,251 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純損失金額 18 円 48 銭

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	105,134	123,384	18,249
債券	757,349	770,722	13,373
国債	685,958	700,455	14,496
地方債	6,012	5,988	△ 23
短期社債	—	—	—
社債	65,377	64,278	△ 1,099
その他	685,799	542,682	△ 143,116
外国債券	194,338	183,425	△ 10,912
その他	491,461	359,257	△ 132,203
合計	1,548,282	1,436,789	△ 111,493

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

ただし、国債のうち変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)が公表されたことを受けて、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が41,789百万円増加し、繰延税金資産が16,874百万円減少、その他有価証券評価差額金が24,914百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、19,367百万円(うち、株式2,586百万円、その他16,781百万円)であります。

当該有価証券の減損処理にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄についてはすべてを減損処理の対象としております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については回復可能性がないと判定したものを減損処理の対象としております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	483
関連法人等株式	2
その他有価証券	
非上場株式	13,265
非上場社債	37,320

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	30,452	26,738	△ 3,713

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額		22,117
退職給付引当金損金算入限度額超過額		2,559
未払事業税		715
その他有価証券評価差額金		47,262
有価証券評価損		13,536
減価償却超過額		725
繰延ヘッジ損失		194
その他		2,427
繰延税金資産小計		89,538
評価性引当額	△	4,789
繰延税金資産合計		84,748
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立額		592
繰延税金負債合計		592
繰延税金資産の純額		84,155 百万円

(重要な後発事象)

当行と株式会社札幌銀行は、平成 20 年 6 月 25 日開催の両行定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、同年 10 月 14 日をもって合併いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 株式会社北洋銀行

事業の内容 銀行業

② 被結合企業

名称 株式会社札幌銀行

事業の内容 銀行業

(2) 企業結合日

平成 20 年 10 月 14 日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社北洋銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

「お取引先に良質なサービスを提供し、お客様と共に発展する」との札幌北洋グループの経営理念に基づき、株式会社北洋銀行と株式会社札幌銀行の経営資源とノウハウを結集し、両行の組織・システムを統合することにより、経営効率を一段と高め、一層強固な経営基盤を確立するとともに、お客様への充実した総合金融サービスのご提供を通じて、より利便性の高い金融システムの実現と地域経済の発展に貢献することを目指したものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 15 年 10 月 31 日））及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号平成 19 年 11 月 15 日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を適用しております。

中 間 連 結 財 務 諸 表

〔平成 20年 4月 1日 から
平成 20年 9月 30日 まで〕

株 式 会 社

北 洋 銀 行

(平成20年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	368,389	預 金	5,499,531
コールローン及び買入手形	6,835	譲 渡 性 預 金	164,114
買 現 先 勘 定	-	コールマネー及び売渡手形	139,217
債券貸借取引支払保証金	-	売 現 先 勘 定	-
買 入 金 銭 債 権	9,640	債券貸借取引受入担保金	68,254
特 定 取 引 資 産	-	コマーシャル・ペーパー	-
商 品 有 価 証 券	6,566	特 定 取 引 負 債	-
金 銭 の 信 託	26,738	借 用 金	99,662
有 価 証 券	1,479,208	外 国 為 替	42
貸 出 金	4,205,174	短 期 社 債	-
外 国 為 替	2,157	社 債	-
そ の 他 資 産	45,296	新 株 予 約 権 付 社 債	-
有 形 固 定 資 産	74,457	そ の 他 負 債	53,631
無 形 固 定 資 産	7,921	賞 与 引 当 金	1,938
繰 延 税 金 資 産	84,073	役 員 賞 与 引 当 金	-
再評価に係る繰延税金資産	-	退 職 給 付 引 当 金	6,408
支 払 承 諾 見 返	64,463	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	187
貸 倒 引 当 金	△ 71,768	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	575
		ポ イ ン ト 引 当 金	115
		特 別 法 上 の 引 当 金	-
		繰 延 税 金 負 債	206
		再評価に係る繰延税金負債	4,716
		負 の の れ ん	-
		支 払 承 諾	64,463
		負 債 の 部 合 計	6,103,065
		(純資産の部)	
		資 本 金	71,101
		新 株 式 申 込 証 拠 金	-
		資 本 剰 余 金	66,115
		利 益 剰 余 金	130,952
		自 己 株 式	-
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-
		株 主 資 本 合 計	268,168
		その他有価証券評価差額金	△ 68,200
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 287
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,408
		為 替 換 算 調 整 勘 定	-
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 62,079
		新 株 予 約 権	-
		少 数 株 主 持 分	-
		純 資 産 の 部 合 計	206,089
資 産 の 部 合 計	6,309,154	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,309,154

〔 平成 20年 4月 1日から
平成 20年 9月 30日まで 〕

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	80,051
資 金 運 用 収 益	53,819
（うち貸出金利息）	(40,769)
（うち有価証券利息配当金）	(12,667)
役 務 取 引 等 収 益	12,552
特 定 取 引 収 益	-
そ の 他 業 務 収 益	3,876
そ の 他 経 常 収 益	9,802
経 常 費 用	91,942
資 金 調 達 費 用	8,461
（うち預金利息）	(7,002)
役 務 取 引 等 費 用	3,752
特 定 取 引 費 用	-
そ の 他 業 務 費 用	23,020
営 業 経 費	32,538
そ の 他 経 常 費 用	24,170
経 常 損 失	11,891
特 別 利 益	3
特 別 損 失	82
税金等調整前中間純損失	11,970
法人税、住民税及び事業税	9,288
法人税等調整額	△ 13,840
少数株主損失	250
中間純損失	7,167

北洋銀行

〔平成 20年 4月 1日から
平成 20年 9月30日まで〕 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約 権	少数株主 持分	純資産合 計
	資本金	資本剰余 金	利益剰余 金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合計			
直前連結会計年度末 残高	71,101	66,115	142,297	-	279,513	△47,982	△ 1,098	6,413	-	△42,667	-	276	237,122
中間連結会計期間中 の変動額													
新 株 の 発 行					-								-
剰 余 金 の 配 当			△ 4,182		△ 4,182								△ 4,182
中 間 純 利 益			△ 7,167		△ 7,167								△ 7,167
自 己 株 式 の 処 分				-	-								-
土地再評価差額金 の取崩			4		4								4
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)						△20,217	810	△ 4	-	△19,412	-	△ 276	△19,688
中間連結会計期間中 の変動額合計	-	-	△11,344	-	△11,344	△20,217	810	△ 4	-	△19,412	-	△ 276	△31,033
中間連結会計期間末 残高	71,101	66,115	130,952	-	268,168	△68,200	△ 287	6,408	-	△62,079	-	-	206,089

北洋銀行 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 発生翌連結会計年度に一括費用処理
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。
- (10) ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、「clover(キャッシュ&クレジット一体型ICカード)」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済みポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (12) リース取引の処理方法
当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- (14) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は3百万円、「その他負債」中のリース債務は3百万円増加し、営業経費は0百万円増加、経常利益は0百万円減少、税金等調整前中間純利益は0百万円減少しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く) 881百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 21,825百万円、延滞債権額は 91,751百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 300百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 38,244百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 152,122百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,290百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	12,979百万円
有価証券	381,038百万円
担保資産に対応する債務	
預金	25,751百万円
コールマネー及び売渡手形	50,000百万円
債券貸借取引受入担保金	68,254百万円
借入金	12,979百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 122,263百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 1,863百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,382,434百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,347,770百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 39,915百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 51,500百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 36,270百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 561円 70銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 23百万円、貸倒引当金繰入額 18,946百万円及び株式等償却 3,276百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純損失金額 19円 53銭

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	直前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	366,898	-	-	366,898	
種類株式	-	-	-	-	
合計	366,898	-	-	366,898	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	4,182百万円	11.40円	平成20年3月31日	平成20年6月25日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:百万円)

現金預け金勘定	368,389
その他の預け金	△ 14,327
現金及び現金同等物	354,061

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	106,259	125,316	19,057
債券	757,349	770,722	13,373
国債	685,958	700,455	14,496
地方債	6,012	5,988	△ 23
短期社債	-	-	-
社債	65,377	64,278	△ 1,099
その他	685,799	542,682	△ 143,116
外国債券	194,338	183,425	△ 10,912
その他	491,461	359,257	△ 132,203
合計	1,549,407	1,438,721	△ 110,685

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

ただし、国債のうち変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)が公表されたことを受けて、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が 41,789百万円増加し、繰延税金資産が 16,874百万円減少、その他有価証券評価差額金が 24,914百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、19,367百万円(うち、株式 2,586百万円、その他 16,781百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が30%以上の銘柄とし、このうち下落率が50%以上の銘柄については、すべてを減損処理の対象としております。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性がないと判定したものを減損処理の対象としております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	14,425
非上場社債	37,384

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の 信託	30,452	26,738	△ 3,713

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(重要な後発事象)

当行と株式会社札幌銀行は、平成20年6月25日開催の両行定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、同年10月14日をもって合併いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 株式会社北洋銀行

事業の内容 銀行業

② 被結合企業

名称 株式会社札幌銀行

事業の内容 銀行業

(2) 企業結合日

平成20年10月14日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社北洋銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

「お取引先に良質なサービスを提供し、お客様と共に発展する」との札幌北洋グループの経営理念に基づき、株式会社北洋銀行と株式会社札幌銀行の経営資源とノウハウを結集し、両行の組織・システムを統合することにより、経営効率を一段と高め、一層強固な経営基盤を確立するとともに、お客様への充実した総合金融サービスのご提供を通じて、より利便性の高い金融システムの実現と地域経済の発展に貢献することを目指したものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日))及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を適用しております。

第89期 中間決算

〔 平成 20年 4月 1日 から
平成 20年 9月 30日 まで 〕

1. 中間貸借対照表
2. 中間損益計算書
3. 中間株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

株式会社 札幌銀行

第89期中（平成20年9月30日現在）中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	17,328	預 金	811,778
コ ー ル ロ ー ン	75,217	譲 渡 性 預 金	3,042
商 品 有 価 証 券	782	借 用 金	8,000
有 価 証 券	144,390	外 国 為 替	2
貸 出 金	625,762	そ の 他 負 債	4,170
外 国 為 替	92	未 払 法 人 税 等	550
そ の 他 資 産	3,069	そ の 他 の 負 債	3,620
有 形 固 定 資 産	10,399	賞 与 引 当 金	439
無 形 固 定 資 産	1,028	退 職 給 付 引 当 金	3,505
繰 延 税 金 資 産	7,975	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	108
支 払 承 諾 見 返	3,316	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	462
貸 倒 引 当 金	△13,686	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,260
		支 払 承 諾	3,316
		負 債 の 部 合 計	836,086
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	7,892
		資 本 剰 余 金	5,450
		資 本 準 備 金	5,450
		利 益 剰 余 金	26,219
		利 益 準 備 金	2,442
		そ の 他 利 益 剰 余 金	23,777
		別 途 積 立 金	16,300
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,477
		株 主 資 本 合 計	39,562
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,596
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,623
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	26
		純 資 産 の 部 合 計	39,588
資 産 の 部 合 計	875,674	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	875,674

第89期中

平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,628
資金運用収益	9,537
(うち貸出金利息)	(8,195)
(うち有価証券利息配当金)	(1,175)
役務取引等収益	1,158
その他業務収益	455
その他経常収益	1,477
経 常 費 用	13,813
資金調達費用	1,333
(うち預金利息)	(1,190)
役務取引等費用	992
その他業務費用	115
営業経費用	6,928
その他経常費用	4,442
経 常 損 失	1,184
特 別 利 益	0
特 別 損 失	1
税引前中間純損失	1,184
法人税、住民税及び事業税	560
法人税等調整額	△1,096
中 間 純 損 失	649

第89期中

平成20年4月 1日から

平成20年9月30日まで

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
直前事業年度末残高	7,892	5,450	2,442	16,300	8,737	40,822
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当			—		△611	△611
中間純損失					△649	△649
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）						
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	△1,260	△1,260
中間会計期間末残高	7,892	5,450	2,442	16,300	7,477	39,562

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額 等合計	
直前事業年度末残高	81	—	1,623	1,705	42,527
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△611
中間純損失					△649
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）	△1,678	—	—	△1,678	△1,678
中間会計期間中の変動額合計	△1,678	—	—	△1,678	△2,938
中間会計期間末残高	△1,596	—	1,623	26	39,588

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～20年
 - (2)無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - (2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 45百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,984百万円、延滞債権額は21,139百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,183百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,307百万円であります。
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,694百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 11,976百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 1,639百万円
 上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保として、有価証券14,476百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は325百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、73,946百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,153百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、路線価の奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,108百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は720百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 550円70銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 7 百万円、貸倒引当金繰入額 3,875 百万円及び株式等償却 293 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純損失金額 9 円 2 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	—	—	—
地 方 債	967	972	4
社 債	—	—	—
合 計	967	972	4

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取 得 原 価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評 価 差 額 (百万円)
株 式	9,129	7,785	△1,344
債 券	125,177	125,218	41
国 債	95,198	95,317	118
地 方 債	8,942	8,945	2
社 債	21,036	20,955	△80
そ の 他	10,185	8,821	△1,364
合 計	144,492	141,825	△2,667

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

ただし、国債のうち変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 25 号平成 20 年 10 月 28 日)が公表されたことを受けて、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が 969 百万円増加し、繰延税金資産が 391 百万円減少、その他有価証券差額金が 578 百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、292 百万円(うち、株式 292 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が 30%以上の銘柄とし、このうち下落率が 50%以上の銘柄についてはすべてを減損処理の対象としております。下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については時価の回復可能性がないと判定したものを減損処理の対象としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	3
関連法人等株式	2
その他有価証券	
非上場株式	747

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,513 百万円
退職給付引当金	1,415
有価証券評価損	720
その他有価証券評価差額金	1,081
その他	910
繰延税金資産小計	8,641
評価性引当額	△ 666
繰延税金資産合計	7,975 百万円

(重要な後発事象)

当行と株式会社北洋銀行は、平成20年6月25日開催の両行定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、同年10月14日をもって合併いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①結合企業

名称 株式会社北洋銀行

事業の内容 銀行業

②被結合企業

名称 株式会社札幌銀行

事業の内容 銀行業

(2) 企業結合日

平成20年10月14日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社北洋銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

「お取引先に良質なサービスを提供し、お客様と共に発展する」との札幌北洋グループの経営理念に基づき、株式会社北洋銀行と株式会社札幌銀行の経営資源とノウハウを結集し、両行の組織・システムを統合することにより、経営効率を一段と高め、一層強固な経営基盤を確立するとともに、お客様への充実した総合金融サービスのご提供を通じて、より利便性の高い金融システムの実現と地域経済の発展に貢献することを目指したものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日））及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を適用しております。

中間連結財務諸表

〔平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで〕

株式会社 札幌銀行

(平成 20 年 9 月 30 日現在) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	17,800	預 渡 性 預 金	809,176
コールローン及び買入手形	75,217	借 用 金	3,042
商品有価証券	782	外 国 為 替	8,000
有 価 証 券	144,404	そ の 他 負 債	2
貸 出 金	626,076	賞 与 引 当 金	7,171
外 国 為 替	92	退 職 給 付 引 当 金	445
そ の 他 資 産	3,905	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,513
有形固定資産	10,416	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	112
無形固定資産	1,120	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	462
繰延税金資産	8,124	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,260
支払承諾見返	3,316	支 払 承 諾	3,316
貸 倒 引 当 金	△ 14,044	負 債 の 部 合 計	836,502
		(純資産の部)	
		資 本 金	7,892
		資 本 剰 余 金	5,450
		利 益 剰 余 金	26,311
		株 主 資 本 合 計	39,654
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,596
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,623
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	26
		少 数 株 主 持 分	1,029
		純 資 産 の 部 合 計	40,710
資 産 の 部 合 計	877,212	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	877,212

平成 20 年 4 月 1 日から
平成 20 年 9 月 30 日まで

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,883
資金運用収益	9,538
(うち貸出金利息)	(8,195)
(うち有価証券利息配当金)	(1,176)
役員取引等収益	1,312
その他業務収益	455
その他経常収益	1,577
経 常 費 用	13,984
資金調達費用	1,329
(うち預金利息)	(1,186)
役員取引等費用	970
その他業務費用	115
営業経費	7,043
その他経常費用	4,525
経 常 損 失	1,101
特 別 利 益	0
特 別 損 失	1
税金等調整前中間純損失	1,101
法人税、住民税及び事業税	582
法人税等調整額	△ 1,084
少数株主利益	29
中間純損失	628

中間連結株主資本等変動計算書

<平成19年度中間期>

(単位 百万円)

	株主資本				評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	7,892	5,450	25,434	38,777	4,350	△0	1,670	6,020	886	45,684
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)			△582	△582						△582
中間純利益			1,447	1,447						1,447
土地再評価差額金の取崩			37	37						37
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					△1,042	0	△37	△1,080	△3	△1,084
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	903	903	△1,042	0	△37	△1,080	△3	△180
平成19年9月30日残高	7,892	5,450	26,338	39,681	3,307	—	1,632	4,939	882	45,503

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

<平成20年度中間期>

(単位 百万円)

	株主資本				評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	7,892	5,450	27,551	40,894	81	—	1,623	1,705	1,003	43,603
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当			△611	△611						△611
中間純損失			△628	△628						△628
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					△1,678	—	—	△1,678	25	△1,653
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	△1,240	△1,240	△1,678	—	—	△1,678	25	△2,893
平成20年9月30日残高	7,892	5,450	26,311	39,654	△1,596	—	1,623	26	1,029	40,710

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10 年～50 年
その他	2 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 |
- なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。
- (10) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (11) リース取引の処理方法
当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (12) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 55 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,078 百万円、延滞債権額は 21,359 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,183 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 34,621 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 15,694 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 11,976 百万円
担保資産に対応する債務
預金 1,639 百万円
上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保として、有価証券 14,476 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 327 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、73,946 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 37,153 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒

絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、路線価の奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 10,156 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 720 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 566 円 30 銭
14. 連結自己資本比率（国内基準）は 11.72% であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 7 百万円、貸倒引当金繰入額 3,958 百万円及び株式等償却 293 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純損失金額 8 円 74 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	—	—	—
地 方 債	967	972	4
社 債	—	—	—
合 計	967	972	4

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取 得 原 価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評 価 差 額 (百万円)
株 式	9,129	7,785	△1,344
債 券	125,177	125,218	41
国 債	95,198	95,317	118
地 方 債	8,942	8,945	2
社 債	21,036	20,955	△80
そ の 他	10,185	8,821	△1,364
合 計	144,492	141,825	△2,667

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

ただし、国債のうち変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告 25 号平成 20 年 10 月 28 日)が公表されたことを受けて、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が 969 百万円増加し、繰延税金資産が 391 百万円減少、その他有価証券評価差額金が 578 百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、292 百万円(うち、株式 292 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が 30%以上の銘柄とし、このうち下落率が 50%以上の銘柄についてはすべてを減損処理の対象としております。下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については時価の回復可能性がないと判定したものを減損処理の対象としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額
(平成 20 年 9 月 30 日現在)

内 容	金 額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	751

(重要な後発事象)

当行と株式会社北洋銀行は、平成 20 年 6 月 25 日開催の両行定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、同年 10 月 14 日をもって合併いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①結合企業

名称 株式会社北洋銀行

事業の内容 銀行業

②被結合企業

名称 株式会社札幌銀行

事業の内容 銀行業

(2) 企業結合日

平成 20 年 10 月 14 日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社北洋銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

「お取引先に良質なサービスを提供し、お客様と共に発展する」との札幌北洋グループの経営理念に基づき、株式会社北洋銀行と株式会社札幌銀行の経営資源とノウハウを結集し、両行の組織・システムを統合することにより、経営効率を一段と高め、一層強固な経営基盤を確立するとともに、お客様への充実した総合金融サービスのご提供を通じて、より利便性の高い金融システムの実現と地域経済の発展に貢献することを目指したものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成 15 年 10 月 31 日)) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号平成 19 年 11 月 15 日)に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を適用しております。

北洋銀行 単体自己資本比率
総括表(国内基準)

(単位：百万円、%)

項目	当中間期末	前中間期末	項目	当中間期末	前中間期末
(自 己 資 本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	
資 本 金	71,101		告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	
うち非累積的永久優先株	-		告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	
新 株 式 申 込 証 拠 金	-		短期劣後債務及びこれに準ずるもの	-	
資 本 準 備 金	66,115		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	
そ の 他 資 本 剰 余 金	-		内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	
利 益 準 備 金	7,286		PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	
そ の 他 利 益 剰 余 金	124,171		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	-	
そ の 他	-		控除項目不算入額(△)	-	
自 己 株 式 (△)	-		(控 除 項 目) 計 (E)	-	
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-		自己資本額(D)-(E) (F)	277,055	
社 外 流 出 予 定 額 (△)	-				
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	68,200				
新 株 予 約 権	-				
営 業 権 相 当 額 (△)	-				
の れ ん 相 当 額 (△)	-				
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	-		(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	-		資産(オン・バランス)項目	2,950,671	
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-		オフ・バランス取引等項目	70,628	
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	-		マーケットリスク相当額を8%で除して得た額	-	
※繰延税金資産の控除金額(△)	-		オペレーションリスク相当額を8%で除して得た額	190,785	
[基 本 的 項 目] 計 (A)	200,473		旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	-	
うち告示第40条第2項に掲げるもの	-		合 計 (G)	3,212,085	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,006				
一 般 貸 倒 引 当 金	20,075				
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-				
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	51,500				
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	-				
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	51,500				
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	-				
[補 完 的 項 目] 計 (B)	76,581				
短 期 劣 後 債 務	-				
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	-				
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	-		自己資本比率(国内基準) (F)/(G)	8.62 %	%
自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)	277,055		参考：Tier1比率(国内基準) (A)/(G)	6.24 %	%

北洋銀行 連結自己資本比率
総括表（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	当中間期末	前中間期末	項目	当中間期末	前中間期末
（自己資本）			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	
資本金	71,101		告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	
うち非累積的永久優先株	-		告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	
新株申込証拠金	-		短期劣後債務及びこれに準ずるもの	-	
資本剰余金	66,115		告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	881	
利益剰余金	130,952		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	
自己株式（△）	-		内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額	-	
自己株式申込証拠金	-		PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	
社外流出予定額（△）	-		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	-	
その他有価証券の評価差損（△）	68,200		控除項目不算入額（△）	-	
為替換算調整勘定	-		（控除項目）計（E）	881	
新株予約権	-		自己資本額(D)-(E)（F）	275,095	
連結子法人等の少数株主持分	△602				
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-				
営業権相当額（△）	-				
のれん相当額（△）	-				
企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	-		（リスク・アセット等）		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額（△）	-		資産（オン・バランス）項目	2,951,697	
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額（△）	-		オフ・バランス取引等項目	70,628	
※繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	-		マーケット・リスク相当額を8％で除して得た額	-	
※繰延税金資産の控除金額（△）	-		オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	194,502	
〔基本的項目〕計（A）	199,365		旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	-	
うち告示第28条第2項に掲げるもの	-		合計（G）	3,216,828	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額	5,006				
一般貸倒引当金	20,105				
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-				
負債性資本調達手段等	51,500				
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	-				
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	51,500				
補完的項目不算入額（△）	-				
〔補完的項目〕計（B）	76,611				
短期劣後債務	-				
準補完的項目不算入額（△）	-				
〔準補完的項目〕計（C）	-		自己資本比率（国内基準）（F）/（G）	8.55 %	%
自己資本総額（A+B+C）（D）	275,977		参考：Tier1比率（国内基準）（A）/（G）	6.19 %	%

札幌銀行 単体自己資本比率
総括表(国内基準)

(単位：百万円、%)

項目	当中間期末	前中間期末	項目	当中間期末	前中間期末
(自 己 資 本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	
資 本 金	7,892		告示第41条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	
うち非累積的永久優先株	-		告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	
新 株 式 申 込 証 拠 金	-		短期劣後債務及びこれに準ずるもの	-	
資 本 準 備 金	5,450		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	
そ の 他 資 本 剰 余 金	-		内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	
利 益 準 備 金	2,442		PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	
そ の 他 利 益 剰 余 金	23,777		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/0ストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	-	
そ の 他	-		控除項目不算入額(△)	-	
自 己 株 式 (△)	-		(控 除 項 目) 計 (E)	-	
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-		自己資本額(D)-(E) (F)	49,974	
社 外 流 出 予 定 額 (△)	-				
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	1,596				
新 株 予 約 権	-				
営 業 権 相 当 額 (△)	-				
の れ ん 相 当 額 (△)	-				
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	-		(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	-		資産(オン・バランス)項目	400,166	
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-		オフ・バランス取引等項目	2,582	
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	-		マーケットリスク相当額を8%で除して得た額	-	
※繰延税金資産の控除金額(△)	-		オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	31,025	
[基 本 的 項 目] 計 (A)	37,965		旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	-	
うち告示第40条第2項に掲げるもの	-		合 計 (G)	433,774	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,297				
一 般 貸 倒 引 当 金	3,905				
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-				
負債性資本調達手段等	8,000				
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	-				
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	8,000				
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	1,193				
[補 完 的 項 目] 計 (B)	12,008				
短 期 劣 後 債 務	-				
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	-				
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	-		自己資本比率(国内基準) (F)/(G)	11.52 %	%
自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)	49,974		参考：Tier1比率(国内基準) (A)/(G)	8.75 %	%

札幌銀行 連結自己資本比率

総括表（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	当中間期末	前中間期末	項目	当中間期末	前中間期末
（ 自 己 資 本 ）			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	
資 本 金	7,892		告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	
うち非累積的永久優先株	-		告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	
新 株 式 申 込 証 拠 金	-		短期劣後債務及びこれに準ずるもの	-	
資 本 剰 余 金	5,450		告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	55	
利 益 剰 余 金	26,311		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	
自 己 株 式 （ △ ）	-		内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	-		PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	
社 外 流 出 予 定 額 （ △ ）	-		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	-	
その他有価証券の評価差損(△)	1,596		控 除 項 目 不 算 入 額 （ △ ）	-	
為 替 換 算 調 整 勘 定	-		（ 控 除 項 目 ） 計 （ E ）	55	
新 株 予 約 権	-		自己資本額(D)-(E) (F)	51,051	
連結子法人等の少数株主持分	1,029				
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-				
営 業 権 相 当 額 （ △ ）	-				
の れ ん 相 当 額 （ △ ）	-				
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	-		（ リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 ）		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	-		資 産 （ オ ン ・ バ ラ ン ス ） 項 目	401,418	
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-		オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2,582	
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	-		マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	-	
※繰延税金資産の控除金額(△)	-		オ ー ー リ ン ナ ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額	31,549	
[基 本 的 項 目] 計 (A)	39,086		旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	-	
うち告示第28条第2項に掲げるもの	-		合 計 （ G ）	435,550	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,297				
一 般 貸 倒 引 当 金	3,981				
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-				
負債性資本調達手段等	8,000				
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	-				
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	8,000				
補 完 的 項 目 不 算 入 額 （ △ ）	1,258				
[補 完 的 項 目] 計 (B)	12,019				
短 期 劣 後 債 務	-				
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 （ △ ）	-				
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	-		自 己 資 本 比 率 （ 国 内 基 準 ） (F)/(G)	11.72 %	%
自己資本総額(A+B+C)(D)	51,106		参 考 : Tier1 比 率 （ 国 内 基 準 ） (A)/(G)	8.97 %	%

末 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)
(平成20年12月末現在)

(単位:百万円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	298,667	預当座預金	6,391,635
現 (うち切手形)	104,173	普通預金	292,528
外 (うち譲渡性預け金)	(5,731)	貯蓄預金	3,215,536
外国通貨	641	通知預金	208,654
預金	193,851	定期預金	9,400
(うち日銀預け金)	(171,436)	定期積金	2,586,372
(うち譲渡性預け金)	(20,600)	別段預金	5,105
コールローン	9,649	納税準備預金	62,524
買入先勤定		非居住者円預金	842
債券貸借取引支払保証		外貨預金	5
買入金銭債権	13,920	(金融機関預金)	10,664
コマニシャル・ペーパー		(譲渡性預金)	(27,529)
その他の買入金銭債権	13,920	コーポラルマネ	180,495
商品有価証券	6,628	売現先勤定	
商品国債債権	3,290	債券貸借取引受入担保	24,837
商品地方債債権	3,337	売渡債権	
商品政府保証債		コーポラル・ペーパー	
その他の商品有価証券		借用	145,673
有価証券信託	23,133	再割引手形	
国債	1,730,408	(うち日銀再割引手形)	()
(うち手元現在高)	(351,727)	借入金	145,673
地方債	24,194	(うち日銀借入金)	(50,000)
短期社債	122,786	当座借越替	
(公社公団債)	(56,276)	外国他店預り	28
(金融債)	(7,612)	外国他店借替	1
(事業債)	(58,897)	未払外国為替	26
株式	129,784	短期社債	
外国証券	173,998	株予約権付社債	
その他の証券	401,311	新信託勤定借	
貸出金	4,912,268	その他負債	13,211
割引手形	66,503	未決済為替	
(うち商業手形)	(66,503)	未払法人税等	37
貸付金	4,845,764	未払費用	
(手形貸付)	(388,359)	前受収益	
(証書貸付)	(3,802,959)	従業員預り金	
(当座貸越)	(654,445)	給付補てん備	5
外国為替	1,882	先物取引受入証拠	
外国他店預り	1,317	先物取引差金勘	
外国他店買替	189	借入金商品債	
買入外国為替	374	借入金有価証	
取立外国為替	21,138	売付商品債	
その他他資産		売付派生商品	
未決済為替		リース債務	
前払費用		代理店借	0
未収収益		未払配当金	
先物取引差入証拠		未払送金為替	0
先物取引差金勘		預金利息等預り	841
保管有価証券		仮受金	1,620
金融派生商品		仮受の他負債	10,704
社債発行費		本支店未達	
代理店買入金	7,056	賞与引当金	2,128
仮払の他資産	14,082	役員賞与引当	
本支店未達		退職給付引当	8,696
有形固定資産	90,362	役員退職慰勞引	173
建物	18,597	その他の引当	1,130
土地	51,843	特別法上の引当	
リース資産		繰延税金負債	
建設仮勘定	10,041	再評価に係る繰	5,971
その他の有形固定	9,879	評価の繰延税金	
無形固定資産	17,813	負債の承	
ソフトウェア	17,259	純資産	102,189
リース資産		株式申込証拠	324,162
その他の無形固定	653	新資本剰余金	71,101
繰延税金資産	28,877	資本準備金	79,458
再評価に係る繰延		その他資本剰余	66,115
税金資産		利益剰余金	13,343
支払承諾見返	102,189	利益剰余金	165,579
貸倒引当金	△ 64,875	利益準備金	7,286
投資損失引当金		その他利益剰余	158,292
		積立金	50,722
		前期繰越利益剰	107,570
		自己株式	
		自己株式申込証	
		他有価証券評価	
		繰延ヘッジ損	
		土地再評価差額	8,023
		株予約権	
		期中損益	△ 8,167
合 計	7,192,164	期 中 損 益 計	7,192,164

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分

コールマナー(外貨建分を除く)のうち無担保分

コールローンのうち外貨建分

コールマナーのうち外貨建分

割引手形のうち手形割引市場関係分

再割引手形のうち手形割引市場関係分

貸付金のうち金融機関貸付金

借入金のうち金融機関借入金

貸付金のうち現地貸付

定期預金のうち円デポ取引

四半期財務諸表
第3四半期会計期間末
(平成20年12月31日)

株式会社 北洋銀行

株式会社北洋銀行 四半期財務諸表（単体）

(1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	298,667	171,028
コールローン	9,649	182,764
買入金銭債権	13,947	19,289
商品有価証券	6,767	8,022
金銭の信託	17,148	53,504
有価証券	1,549,825	1,974,311
貸出金	4,912,268	4,823,044
外国為替	1,882	1,792
その他資産	57,730	43,685
有形固定資産	87,235	80,703
無形固定資産	15,489	10,004
繰延税金資産	93,681	63,047
支払承諾見返	65,449	62,014
貸倒引当金	△83,709	△64,875
資産の部合計	7,046,033	7,428,337
負債の部		
預金	6,391,635	6,428,007
譲渡性預金	180,495	157,825
コールマネー	—	200
債券貸借取引受入担保金	24,837	105,538
借入金	145,673	198,621
外国為替	28	108
その他負債	42,287	177,629
未払法人税等	28	6,911
その他の負債	42,258	170,717
賞与引当金	578	2,128
役員賞与引当金	—	30
退職給付引当金	10,012	9,319
役員退職慰労引当金	196	312
睡眠預金払戻損失引当金	1,095	1,130
ポイント引当金	95	—
再評価に係る繰延税金負債	5,971	5,979
支払承諾	65,449	62,014
負債の部合計	6,868,355	7,148,844

(注) 前事業年度末については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
資本金	71,101	78,993
資本剰余金	79,458	71,565
資本準備金	66,115	71,565
その他資本剰余金	13,343	—
利益剰余金	96,063	169,895
利益準備金	7,286	9,728
その他利益剰余金	88,777	160,167
固定資産圧縮積立金	875	875
別途積立金	49,846	66,146
繰越利益剰余金	38,054	93,145
株主資本合計	246,622	320,455
その他有価証券評価差額金	△76,321	△47,900
繰延ヘッジ損益	△646	△1,098
土地再評価差額金	8,023	8,036
評価・換算差額等合計	△68,945	△40,962
純資産の部合計	177,677	279,492
負債及び純資産の部合計	7,046,033	7,428,337

(注) 前事業年度末については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。

(2) 四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
経常収益	147,543	124,986
資金運用収益	101,691	90,835
(うち貸出金利息)	71,421	73,793
(うち有価証券利息配当金)	29,489	16,258
役務取引等収益	20,106	18,552
その他業務収益	6,673	3,773
その他経常収益	19,071	11,825
経常費用	108,256	237,001
資金調達費用	12,870	14,590
(うち預金利息)	10,558	11,751
役務取引等費用	6,844	6,903
その他業務費用	20,609	100,810
営業経費	56,099	59,376
その他経常費用	11,831	55,319
経常利益 (△は経常損失)	39,287	△112,014
特別利益	136	4
特別損失	892	1,154
税引前四半期純利益 (△は税引前四半期純損失)	38,531	△113,164
法人税、住民税及び事業税	15,540	△44,112
法人税等調整額	—	—
法人税等合計		△44,112
四半期純利益 (△は四半期純損失)	22,990	△69,052

- (注) 1. 前第3四半期累計期間については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。
2. 当第3四半期累計期間については、旧札幌銀行の閉鎖決算(平成20年4月1日から平成20年10月13日まで)を合算して表示しております。

平成21年3月期 第3四半期決算短信

平成21年2月6日

上場会社名 株式会社 札幌北洋ホールディングス
 コード番号 8328 URL <http://www.sapporohokuyo.co.jp>
 代表者 (役職名) 取締役社長
 問合せ先責任者 (役職名) 専務取締役事務局長
 四半期報告書提出予定日 平成21年2月13日

上場取引所 東 札

(氏名) 横内 龍三
 (氏名) 菊地 豊彦
 TEL 011-261-2417
 特定取引勘定設置の有無 無

(百万円未満、小数点第1位未満は切捨て)

1. 平成21年3月期第3四半期の連結業績(平成20年4月1日～平成20年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は対前年同四半期増減率)

	経常収益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年3月期第3四半期	145,661	—	△112,508	—	△69,601	—
20年3月期第3四半期	169,766	12.7	39,169	△12.0	22,735	△6.6

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
21年3月期第3四半期	△174,484.64	—
20年3月期第3四半期	56,989.65	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
21年3月期第3四半期	7,068,877	200,989	2.8	502,333.23
20年3月期	7,447,121	301,078	4.0	752,950.18

(参考) 自己資本 21年3月期第3四半期 200,372百万円 20年3月期 300,360百万円

(注)「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20年3月期	—	10,000.00	—	6,000.00	16,000.00
21年3月期	—	0.00	—	—	—
21年3月期(予想)	—	—	—	—	—

(注)配当予想の当四半期における修正の有無 無

(注)平成21年3月期の期末及び年間配当予想額は未定であります。

3. 平成21年3月期の連結業績予想(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(%表示は対前期増減率)

通期	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
	187,000	△14.7	△38,000	—	△27,500	—	△68.94

(注)連結業績予想数値の当四半期における修正の有無 無

(注)業績予想につきましては、4ページ【定性的情報・財務諸表等】3. 連結業績予想に関する定性的情報 もご参照願います。

(注)平成21年3月期の連結業績予想における1株当たり当期純利益は、平成21年1月4日付で実施した株式分割勘案後の金額を記載しております。

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) 有
 新規 一社(社名) 除外 1社(社名 株式会社札幌銀行)
 (注)詳細は5ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他 をご覧ください。

(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 有
 (注)詳細は5ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他 をご覧ください。

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されるもの)

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
 ② ①以外の変更 無

(注)詳細は5ページ【定性的情報・財務諸表等】4. その他 をご覧ください。

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	21年3月期第3四半期	399,406株	20年3月期	399,406株
② 期末自己株式数	21年3月期第3四半期	522株	20年3月期	494株
③ 期中平均株式数(四半期連結累計期間)	21年3月期第3四半期	398,895株	20年3月期第3四半期	398,940株

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

1. 当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。

2. 株式の分割について

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が施行されたことによる株券の電子化に伴い、同制度の対象外とされている端株の整理を行うことを目的に、平成21年1月4日に普通株式1株を1,000株に分割しております。

3. 配当予想について

期末及び年間配当につきましては、金融経済環境等の動向、それらが当社の財務基盤等に与える影響、平成21年3月期決算の状況等を見定めて、平成21年3月期第3四半期決算短信発表時に開示する予定でありました。しかしながら、当社を取り巻く環境は、更に不安定さを増していることに加え、現在検討中の資本増強策の影響も見定める必要があることなどから、もう少し検討に時間を要する状況にあります。出来るだけ早期に検討を進め、遅くとも平成21年3月末までには方針を固め、開示する見込みです。

4. 業績予想について

将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するもので、経営環境に関する前提条件の変化等、様々な要因により予想対比大きく変化する可能性があります。

【定性的情報・財務諸表等】

1. 連結経営成績に関する定性的情報

当第3四半期連結会計期間のわが国経済を顧みますと、米国金融市場の混乱を契機とした世界的な景気後退や、円高による輸出企業の収益減少などから悪化しました。

北海道経済をみますと、設備投資は、一部に抑制の動きはあるものの大手製造業の能力増強投資が下支えし総じて底堅く推移しました。しかしながら、公共投資は引続き減少、住宅投資や来道客数は前年を下回り、個人消費は所得環境の厳しさや消費マインドの冷え込みから総じて弱く、雇用面では有効求人倍率も低下が続き、厳しさを増しました。

当グループは、このような厳しい地域経済状況を踏まえ、地域金融機関として、地域へのより円滑な資金供給やお客さまの経営改善・再生支援等、地域経済の活性化に向けて積極的に取り組んでおります。その結果、貸出金利息収入は前年比増収で、信用コスト（貸倒償却引当費用）につきましても、ほぼ下期の計画通りに推移するなど、銀行の基幹業務である貸出業務は順調に推移しております。

一方で、米国金融危機を発端とした昨年秋以降の世界的な金融証券市場の混乱、それに伴う急激な相場下落の影響等で、有価証券利息配当金が減少、加えて当第3四半期連結会計期間において653億円の保有有価証券に対する減損を計上したことなどから、四半期純利益は696億円の損失を計上することになりました。

なお、当第3四半期連結会計期間末のグループ合算の自己資本比率は、劣後ローンによる増強効果等により9.9%程度となる見通しであり、財務の健全性に全く問題はありません。

当第3四半期連結経営成績につきましては、経常収益は、貸出金の増加により貸出金利息は増加したものの有価証券利息配当金の減少により資金運用収益が減少、加えて国債等債券関係益の減少によりその他業務収益が減少したことなどから前年同期比241億円減少し1,456億円となりました。

一方、経常費用は、国債等債券償却の増加によりその他業務費用が増加、加えて貸倒償却引当費用の増加によりその他経常費用が増加したことなどから前年同期比1,275億円増加し2,581億円となりました。これらの結果、当第3四半期は、経常利益は、前年同期比1,516億円減少し1,125億円の損失、四半期純利益が前年同期比923億円減少し696億円の損失となりました。

また、事業の種類別セグメントでは、銀行業は経常利益1,120億円の損失、リース業は経常利益2億円となりました。

【連結】

(単位：億円)

	当第3四半期連結累計期間	
	(4月～12月)	前年同期比
経常収益	1,456	△241
資金運用収益	908	△108
うち貸出金利息	736	23
うち有価証券利息配当金	164	△132
役員取引等収益	211	△14
その他業務収益	216	△43
その他経常収益	120	△74
経常費用	2,581	1,275
資金調達費用	145	16
うち預金NCD利息	124	13
役員取引等費用	64	0
その他業務費用	1,176	788
営業経費	606	29
その他経常費用	588	439
経常利益(△は損失)	△1,125	△1,516
四半期純利益(△は純損失)	△696	△923

リスク削減に向けた有価証券処理の影響

うち当第3四半期会計期間における有価証券減損計上額は653億円

うち当第3四半期会計期間における貸倒償却引当費用は72億円(下期計画の51%)であり、ほぼ計画通り推移

【自己資本比率見込み】

	札幌北洋グループ(連結)	北洋銀行
当第3四半期連結会計期間末	9.9%程度	9.7%程度

2. 連結財政状態に関する定性的情報

当第3四半期の財政状態につきましては、貸出金は、事業者向け、個人向け、地方公共団体向け、いずれの主体別においても増加し、4兆8,745億円と第3四半期連結累計期間において914億円増加しました。有価証券は、リスク削減に向けた積極処理を進めており、1兆5,575億円と同4,238億円減少しました。預金及び譲渡性預金は、個人預金は順調に増加しているものの地方公共団体預金等が減少したため6兆5,494億円と同46億円減少しました。

結果として、当第3四半期連結会計期間末の資産の部は7兆688億円と第3四半期連結累計期間において3,782億円減少、負債の部は6兆8,678億円と同2,781億円の減少、純資産の部は、その他有価証券評価差額金の減少、四半期純損失に伴う利益剰余金の減少などにより2,009億円と同1,000億円減少しました。

銀行部門の金融再生法開示債権残高は、1,810億円と当第2四半期連結会計期間末比39億円の減少、部分直接償却後の開示債権比率では2.92%と同0.3ポイント低下しております。

(単位:億円)

	当第3四半期連結 会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末比 (平成20年3月31日対比)
資産の部	70,688	△3,782
うち貸出金	48,745	914
うち有価証券	15,575	△4,238
負債の部	68,678	△2,781
うち預金及び譲渡性預金	65,494	△46
純資産の部	2,009	△1,000
うち利益剰余金	1,260	△719
うちその他有価証券評価差額金	△759	△284

(単位:億円・%)

	当第3四半期連結 会計期間末 (平成20年12月31日)	当第2四半期連結 会計期間末比 (平成20年9月30日対比)
金融再生法に基づく開示債権	1,810	△39
部分直接償却後	1,459	△124
正常債権	48,426	923
総与信額	50,236	884
部分直接償却後	49,886	799
部分直接償却後開示債権比率	2.92	△0.30

※部分直接償却は未実施ですが、部分直接償却を実施した場合の計数を記載しております。

3. 連結業績予想に関する定性的情報

平成20年11月14日に公表しました平成21年3月期通期の業績予想につきましては、金融経済環境の変動が激しく期末の状況を見定めることが困難なこと、加えて、更なる有価証券市場の相場下落リスクへの対応として、より保守的な減損処理等も検討しており、また、劣後ローンでの自力資本増強による財務基盤の強化も図っていることから、これらの影響を慎重に検討したうえで、お知らせすべき事実が判明しましたら速やかに公表いたします。

なお、金融経済環境の更なる悪化に備えた先を読む経営の一環として、予防的な資本増強を図ることで、財務基盤をより一層強固なものにし、地域企業の皆様への安定かつ円滑な資金供給やお客さまの経営改善・再生支援を一層強化するなど、地域やお客様の発展に全力で取り組むことを目的に、先般発表しました通り改正金融機能強化法に基づく国の資本参加の検討にも着手しております。

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

株式会社札幌銀行は株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併により解散しておりますので、当第 3 四半期連結会計期間より連結子会社から除外しております。

(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

1. 簡便な会計処理

① 減価償却費の算定方法

定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

② 貸倒引当金の計上方法

「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。

③ 繰延税金資産の回収可能性の判断

繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、中間連結会計期間末以降に経営環境又は一時差異の発生状況について著しい変動があると認められた場合には、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングに当該著しい変動による影響を加味したものを使用する方法によっております。

2. 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

税金費用の処理

一部の連結子会社の税金費用は、当第 3 四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

なお、「法人税等調整額」は「法人税、住民税及び事業税」に含めて一括掲記しております。

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

1. 当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 12 号）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 14 号）を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。

2. リース取引に関する会計基準

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第 1 四半期連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

これによる、当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表等に与える影響はありません。

なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第 1 四半期連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース投資資産として計上しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したのものとして、リース投資資産に計上しております。

これによる、当第 3 四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。

5. 四半期連結財務諸表
 (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	300,214	169,225
コールローン及び買入手形	9,649	182,564
買入金銭債権	13,947	19,289
商品有価証券	6,767	8,022
金銭の信託	17,148	53,504
有価証券	1,557,541	1,981,391
貸出金	4,874,595	4,783,157
外国為替	1,882	1,792
リース債権及びリース投資資産	41,439	—
その他資産	77,238	62,509
有形固定資産	87,642	119,580
無形固定資産	15,729	14,040
繰延税金資産	94,567	63,915
支払承諾見返	65,449	62,014
貸倒引当金	△94,935	△73,886
資産の部合計	7,068,877	7,447,121
負債の部		
預金	6,380,920	6,404,793
譲渡性預金	168,495	149,225
債券貸借取引受入担保金	24,837	105,538
借入金	138,223	201,271
外国為替	28	108
その他負債	71,175	203,367
賞与引当金	626	2,305
役員賞与引当金	—	69
退職給付引当金	10,127	9,429
役員退職慰労引当金	410	499
睡眠預金払戻損失引当金	1,095	1,130
ポイント引当金	150	—
繰延税金負債	256	189
再評価に係る繰延税金負債	6,092	6,101
支払承諾	65,449	62,014
負債の部合計	6,867,887	7,146,043
純資産の部		
資本金	73,279	73,279
資本剰余金	69,866	69,877
利益剰余金	126,038	198,020
自己株式	△439	△432
株主資本合計	268,745	340,745
その他有価証券評価差額金	△75,928	△47,501
繰延ヘッジ損益	△646	△1,098
土地再評価差額金	8,202	8,215
評価・換算差額等合計	△68,373	△40,384
少数株主持分	617	717
純資産の部合計	200,989	301,078
負債及び純資産の部合計	7,068,877	7,447,121

(2) 四半期連結損益計算書
(第3四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
経常収益	145,661
資金運用収益	90,820
(うち貸出金利息)	73,623
(うち有価証券利息配当金)	16,427
役務取引等収益	21,157
その他業務収益	21,656
その他経常収益	12,026
経常費用	258,170
資金調達費用	14,501
(うち預金利息)	11,708
役務取引等費用	6,416
その他業務費用	117,657
営業経費	60,698
その他経常費用	58,896
経常損失(△)	△112,508
特別利益	9
固定資産処分益	0
償却債権取立益	9
特別損失	1,155
固定資産処分損	1,120
減損損失	34
税金等調整前四半期純損失(△)	△113,654
法人税、住民税及び事業税	△43,924
法人税等調整額	—
法人税等合計	△43,924
少数株主損失(△)	△129
四半期純損失(△)	△69,601

当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 12 号）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 14 号）を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。

(3) 継続企業の前提に関する注記

該当事項なし

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項なし

【参考】

前年同四半期連結損益計算書

(単位：百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年12月31日)
経常収益	169,766
資金運用収益	101,716
(うち貸出金利息)	71,287
(うち有価証券利息配当金)	29,655
役務取引等収益	22,580
その他業務収益	25,967
その他経常収益	19,501
経常費用	130,597
資金調達費用	12,855
(うち預金利息)	10,524
役務取引等費用	6,325
その他業務費用	38,768
営業経費	57,713
その他経常費用	14,934
経常利益	39,169
特別利益	142
特別損失	1,041
税金等調整前四半期純利益	38,269
法人税、住民税及び事業税	15,737
法人税等調整額	—
少数株主損失 (△)	△202
四半期純利益	22,735

平成 21 年 3 月期 第 3 四半期決算説明資料

1. 損益状況 [9 カ月間実績]

【連 結】

(単位：億円)

	19 年度 第 3 四半期	20 年度 第 3 四半期	前年比	19 年度通期 (実績)
経常収益	1,697	1,456	241	2,194
連結コア粗利益	991	922	68	1,277
うち資金利益	890	763	126	1,164
うち役務取引等利益	162	147	15	214
営業経費	577	606	29	767
その他経常損益等	20	1,439	1,419	22
貸倒償却引当費用()	88	311	222	107
有価証券関係損益	50	1,076	1,026	40
その他の経常損益 (うち金銭の信託運用損益)	117 (119)	51 (57)	169 (176)	126 (121)
経常利益	391	1,125	1,516	486
特別損益	8	11	2	12
税金等調整前四半期(当期)純利益	382	1,136	1,519	474
法人税等	157	439	596	195
少数株主損失()	2	1	0	0
四半期(当期)純利益	227	696	923	278
連結コア業務純益	415	322	93	513

(注) 1. 連結コア粗利益

$$= [\text{資金運用収益} - (\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用})] + [\text{役務取引等収益} - \text{役務取引等費用}] + [\text{その他業務収益} - \text{その他業務費用} - \text{国債等債券関係損益}]$$

2. 貸倒償却引当費用 = 貸倒損失額 + 一般貸倒引当金繰入額

3. 連結コア業務純益 = 連結コア粗利益 - 経費(臨時処理分を除く)

【北洋銀行】

(単位：億円)

	19年度 第3四半期 (注)3	20年度 第3四半期 (注)4	前年比	19年度通期 (実績) (注)3
経常収益	1,475	1,249	225	1,903
コア業務粗利益	949	880	68	1,223
資金利益	889	763	126	1,164
役務取引等利益	132	116	16	174
その他	72	0	73	115
経費(除く臨時処理分)	559	587	27	744
コア業務純益	389	293	96	479
貸倒償却引当費用()	63	280	217	78
有価証券関係損益	50	1,075	1,025	40
その他の経常損益 (うち金銭の信託運用損益)	118 (119)	56 (57)	175 (176)	129 (121)
経常利益	392	1,120	1,513	487
特別損益	7	11	3	10
税引前四半期(当期)純利益	385	1,131	1,516	476
法人税等	155	441	596	193
四半期(当期)純利益	229	690	920	282

- (注) 1. コア業務粗利益 = 資金利益 + 役務取引等利益 + (その他業務利益 - 国債等債券関係損益)
2. コア業務純益 = コア業務粗利益 - 経費(臨時処理分を除く)
3. 19年度第3四半期及び19年度通期(実績)については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。
4. 20年度第3四半期については、旧札幌銀行の閉鎖決算計数(平成20年4月1日から平成20年10月13日まで)を合算して表示しております。

2. 主要勘定等残高（期末残高）

【北洋銀行】	（注）資金量 = 預金 + 譲渡性預金			（単位：億円）	
	19 / 12 末	20 / 12 末	前年比	20 / 9 末	20 / 9 末比
資金量	65,520	65,721	201	64,942	779
預かり資産	5,842	5,543	298	5,603	59
公共債保護預かり	3,739	3,625	114	3,666	41
投資信託	2,102	1,918	184	1,936	18
合計	71,362	71,265	96	70,545	719
貸出金	47,286	49,122	1,836	48,261	860
中小企業等貸出金	34,052	33,805	247	33,131	674
個人向けローン	15,158	15,597	439	15,371	225
有価証券	19,776	15,498	4,277	16,209	710

（注）19/12 末及び 20/9 末については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。

3. 自己資本比率（国内基準）

【連結】

	20 / 3 末 (実績)	20 / 9 末 (実績)	20 / 12 末 (概算)
自己資本比率	9.27%	9.20%	9.9%程度
Tier 比率	7.68%	7.10%	7.4%程度

【北洋銀行】

	20 / 3 末 (実績)	20 / 9 末 (実績)	20 / 12 末 (概算)
自己資本比率	8.45%	8.62%	9.7%程度
Tier 比率	6.96%	6.24%	6.8%程度

4. 有価証券の評価損益

【連 結】

(単位：億円)

	20 / 12 末				20 / 9 末		
	評価損益	20/9 末比	評価益	評価損	評価損益	評価益	評価損
満期保有目的債券	0	0	0		0	0	
その他有価証券	951	180	529	1,480	1,131	542	1,674
株式	147	31	304	157	178	335	156
債券	50	84	224	173	134	202	68
その他	1,148	296	0	1,149	1,444	4	1,449
有価証券評価損益	950	180	529	1,480	1,131	542	1,674
日経平均株価			8,859.56 円		11,259.86 円		
新発 10 年国債利回			1.165 %		1.480 %		

【北洋銀行】

(単位：億円)

	20 / 12 末				20 / 9 末		
	評価損益	20/9 末比	評価益	評価損	評価損益	評価益	評価損
満期保有目的債券	0	0	0		0	0	
その他有価証券	961	179	516	1,478	1,141	531	1,672
株式	136	32	291	155	169	324	155
債券	50	84	224	173	134	202	68
その他	1,148	296	0	1,149	1,444	4	1,449
有価証券評価損益	961	179	516	1,478	1,141	531	1,672

- (注) 1. 20/12 末の「その他有価証券」中の債券のうち、変動利付国債については、合理的に算定された価額を時価としております。なお、合理的に算定された価額と市場価額との差は 351 億円であります。
2. 北洋銀行の 20/9 末については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております

5. 金融再生法に基づく開示債権

【北洋銀行】 (単位：億円)

	20 / 12 末	20 / 9 末	20 / 9 末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	689	526	163
危険債権	776	865	89
要管理債権	344	457	113
合 計	1,810	1,849	39
部分直接償却後	1,459	1,583	124

(注)部分直接償却は未実施ですが、参考として部分直接償却を実施した場合の計数を記載しております。

正常債権	48,426	47,503	923
総与信額	50,236	49,352	884
部分直接償却後	49,886	49,087	799

< 総与信に占める開示債権の比率 > (単位：%)

開示債権比率	3.60	3.74	0.14
部分直接償却後	2.92	3.22	0.30

(注) 北洋銀行の20/9末については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。

【参 考】

株式会社北洋銀行 四半期財務諸表（単体）

(1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	298,667	171,028
コールローン	9,649	182,764
買入金銭債権	13,947	19,289
商品有価証券	6,767	8,022
金銭の信託	17,148	53,504
有価証券	1,549,825	1,974,311
貸出金	4,912,268	4,823,044
外国為替	1,882	1,792
その他資産	57,730	43,685
有形固定資産	87,235	80,703
無形固定資産	15,489	10,004
繰延税金資産	93,681	63,047
支払承諾見返	65,449	62,014
貸倒引当金	83,709	64,875
資産の部合計	7,046,033	7,428,337
負債の部		
預金	6,391,635	6,428,007
譲渡性預金	180,495	157,825
コールマネー		200
債券貸借取引受入担保金	24,837	105,538
借入金	145,673	198,621
外国為替	28	108
その他負債	42,287	177,629
未払法人税等	28	6,911
その他の負債	42,258	170,717
賞与引当金	578	2,128
役員賞与引当金		30
退職給付引当金	10,012	9,319
役員退職慰労引当金	196	312
睡眠預金払戻損失引当金	1,095	1,130
ポイント引当金	95	
再評価に係る繰延税金負債	5,971	5,979
支払承諾	65,449	62,014
負債の部合計	6,868,355	7,148,844

(注) 前事業年度末については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
資本金	71,101	78,993
資本剰余金	79,458	71,565
資本準備金	66,115	71,565
その他資本剰余金	13,343	
利益剰余金	96,063	169,895
利益準備金	7,286	9,728
その他利益剰余金	88,777	160,167
固定資産圧縮積立金	875	875
別途積立金	49,846	66,146
繰越利益剰余金	38,054	93,145
株主資本合計	246,622	320,455
その他有価証券評価差額金	76,321	47,900
繰延ヘッジ損益	646	1,098
土地再評価差額金	8,023	8,036
評価・換算差額等合計	68,945	40,962
純資産の部合計	177,677	279,492
負債及び純資産の部合計	7,046,033	7,428,337

(注) 前事業年度末については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。

(2) 四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
経常収益	147,543	124,986
資金運用収益	101,691	90,835
(うち貸出金利息)	71,421	73,793
(うち有価証券利息配当金)	29,489	16,258
役務取引等収益	20,106	18,552
その他業務収益	6,673	3,773
その他経常収益	19,071	11,825
経常費用	108,256	237,001
資金調達費用	12,870	14,590
(うち預金利息)	10,558	11,751
役務取引等費用	6,844	6,903
その他業務費用	20,609	100,810
営業経費	56,099	59,376
その他経常費用	11,831	55,319
経常利益(は経常損失)	39,287	112,014
特別利益	136	4
特別損失	892	1,154
税引前四半期純利益(は税引前四半期純損失)	38,531	113,164
法人税、住民税及び事業税	15,540	44,112
法人税等調整額		
法人税等合計		44,112
四半期純利益(は四半期純損失)	22,990	69,052

- (注) 1. 前第3四半期累計期間については、北洋銀行と旧札幌銀行の単体の計数を合算して表示しております。
2. 当第3四半期累計期間については、旧札幌銀行の閉鎖決算(平成20年4月1日から平成20年10月13日まで)を合算して表示しております。